# 宇陀市 男女共同参画計画 (第2次)

## 『男女がともに輝く宇陀市をめざして』



本市では、平成20年(2008年)3月に「男女共同参画社会基本法」に基づく初めての計画である「宇陀市男女共同参画計画」を策定し、6つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現をめざし施策を推進してまいりました。

このたび、第1次となる「宇陀市男女共同参画計画」の計画 期間が平成29年度(2017年度)末で終了することから、平成

28 年度(2016年度)に実施した「宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査」の結果や現行計画の成果と課題を踏まえ、時代に沿った男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、「宇陀市男女共同参画計画(第2次)」を策定いたしました。

今回の計画は、新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画(女性活躍推進計画)」として、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画(DV対策基本計画)」としても位置付けております。これは、女性が職業生活において能力が十分に発揮できるための環境づくりと、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざすものです。

今後は、本計画に基づき、男女共同参画社会の実現と、男女がともに輝く宇陀市をめざして、市民、事業者、関係機関の皆様と連携、協働して取組を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、真摯に審議を重ねていただきました宇陀市男女共同参画計画策定委員の皆様、アンケート調査などを通じて、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様、そして本計画の策定にご協力を賜りましたすべての方々に心より厚くお礼申し上げます。

平成30年(2018年)3月

宇陀市長 行内幹郎

# 目 次

第 1 章	☑ 計画の基本的な考え方	1
1	計画の策定にあたって	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	世界・国の動き	3
5	奈良県の動き	5
6	宇陀市の動き	5
第2章	重本市の男女共同参画にかかる状況	6
1	人口の状況	6
2	世帯の状況	7
3	就労の状況	8
4	生活困窮者自立支援の状況	9
5	就学援助費支給認定者数の状況	9
6	第1次計画の評価とアンケート調査結果	10
7	本市の男女共同参画の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第3章	5 施策の基本目標1	6
1	計画の基本理念	16
2	計画の基本目標	17
3	施策の体系	19
4	施策の内容	20
	基本目標1 男女がともに尊重し合える意識づくり	20
	基本目標 2 男女がともに参画できる社会づくり	29
	基本目標3 男女がともに活躍できるまちづくり	42
	基本目標4 すべての男女が安心して暮らせるまちづくり	54
	基本目標 5 あらゆる暴力を根絶するための環境づくり	31

第	4章	計画の推進	65
	1	推進体制	65
	2	第2次計画における数値目標	66
*/=	사사 소 <del>트</del>		^7
貿	料編		<b>o</b> /
	1	計画策定の経過	67
	2	宇陀市男女共同参画計画策定委員会設置要綱	68
	3	計画策定委員名簿	69
	4	宇陀市男女共同参画推進庁内委員会要綱	70
	5	男女共同参画社会基本法	71
	6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	75
	7	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	83
	8	男女共同参画推進のあゆみ	89



# 計画の基本的な考え方

# 1 計画の策定にあたって

本市では、男女が互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら、生涯にわたっていきいきと心豊かに暮らすことのできる社会の実現をめざすため、平成 20 年(2008年)3月に「宇陀市男女共同参画計画」を策定し、総合的かつ計画的に実効性のある施策を展開してまいりました。

しかしながら、取組の成果はあったものの、依然として根強い固定的性別役割分担意識\*など男女共同参画に関する様々な課題が残る中、社会は本格的な少子高齢化の時代に入り、世帯構成の変化や地域経済の担い手不足、貧困など格差の拡大といった新たな局面を迎えています。

このような中、国は平成25年(2013年)6月に成長戦略の柱の一つに「女性の活躍」を位置づけ、平成27年(2015年)8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、女性活躍が経済の持続的発展に不可欠であることを明示しました。

本市の「宇陀市総合計画」に掲げる基本目標「一人ひとりが輝き個性・創造を育むまち」の実現においても、男女が意欲と能力に応じて生き生きと働ける環境づくりの実現を重要な施策の一つに位置づけています。

このたび、平成 29 年度(2017年度)で宇陀市男女共同参画計画の期間が満了となることから、計画の実績を基に点検と見直しを行い、本市の特徴を捉え、課題に的確に対応し時代に沿った男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、『宇陀市男女共同参画計画(第2次)』として策定するものです。

#### ※固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や 意識のこと。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それ ぞれの役割への期待が反映されているといわれている。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に位置づけるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」\*第6条第2項に規定する「市町村推進計画」である「宇陀市女性活躍推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」\*第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」である「宇陀市DV対策基本計画」として位置づけます。

また、本計画は、「宇陀市総合計画」を上位計画として、福祉・教育・まちづくりなどの各分野で定める個別計画との整合性・連携を図り策定するものです。

## 【法律】

- 男女共同参画 社会基本法
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)
- ・配偶者からの 暴力の防止及 び被害者の保 護等に関する 法律

(DV防止法)

#### 【国】

- 第4次男女共同参画基本 計画
- ・女性の職業生活における 活躍の推進に関する基 本方針
- ・配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のため の施策に関する基本的 な方針



#### 【奈良県】

- ・奈良県女性の輝き・活躍 促進計画(第3次奈良県 男女共同参画計画)
- ・奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援 基本計画(第3次)

## 【 宇陀市 】

宇陀市総合計画



宇陀市男女共同参画計画 (第2次)



連携

まち・ひと・しごと創生総合戦略 子ども・子育て支援事業計画 地域福祉計画 宇陀市障がい者基本計画 高齢者保健福祉計画・介護保険事業

特定事業主行動計画 人権施策基本計画

計画

など

# 3 計画の期間

計画期間は、平成 30 年度(2018 年度)から 2027 年度までの 10 年間とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

#### ※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的に、平成27年(2015年)8月に成立。10年間の時限立法。平成28年(2016年)4月1日から、301人以上の労働者を常時雇用する事業所と、事業主としての国や地方公共団体には、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられました。常時雇用する労働者が300人以下の民間事業所については努力義務。

#### ※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止、および被害者の保護を図ることを目的とする法律。

# 4 世界・国の動き

## (1)世界の動き

## ① 男女平等の実現に向けた国際的な機運の高まり

世界では、国際連合が提唱した昭和50年(1975年)の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議(メキシコ会議)における世界行動計画の採択をはじめ、昭和51年(1976年)から始まる「国連婦人の10年」に続くさまざまな取組が行われてきました。昭和54年(1979年)には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を採択し、日本も昭和60年(1985年)に批准しました。

平成7年(1995年)に開かれた第4回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12の重大問題領域を設定し、平成12年(2000年)の国連特別総会(女性2000年会議)、平成27年(2015年)の第59回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

## (2) 国の動き

## ① 国内行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取組を受け、国は昭和52年(1977年)に最初の「国内行動計画」、10年後の昭和62年(1987年)に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」、平成8年(1996年)に「男女共同参画2000年プラン」、平成17年(2005年)に「第2次男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取組を進めてきました。平成22年(2010年)12月には、同年7月の男女共同参画会議の答申を受けて、「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、平成27年(2015年)に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、女性の活躍促進に向けた男性中心型労働慣行等の変革や困難な状況に置かれている女性への支援、東日本大震災の経験を踏まえた男女共同参画の視点からの防災復興対策等といった、更なる男女共同参画に向けての取組が進められています。

#### ② 男女共同参画を推進する法整備の動き

昭和 60 年(1985 年)の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、平成 11年(1999 年)には「男女共同参画社会基本法」が成立、男女共同参画社会\*づくりは 21世紀の最重要課題と位置づけられました。さらに、平成 27年(2015年)に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)を制定し、女性の個性と能力を十分発揮して職業生活において活躍できるよう推進しています。

#### ③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12 年(2000 年)に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13 年(2001 年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、平成 16 年(2004 年)、平成 19 年(2007 年)、平成 26 年(2014 年)と改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、区市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保と自立支援に向けて取組の充実を図っています。

## ④ 男女共同参画と少子化対策の鍵となる "ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>" の 取組

社会の活力の低下や少子化・人口減少を解決するために、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取組があります。これまでの働き方を見直して仕事と生活の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成19年(2007年)に「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。平成22年(2010年)には、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、政府・労働者団体(連合など)・使用者団体(経団連など)トップによる新たな合意が形成されています。

#### ※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

#### ※ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

性別や年齢などに関わらず誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、 自ら希望するバランスで選択・実現できる状態のこと。

## 5 奈良県の動き

奈良県では、平成 13 年(2001年)に男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、 男女平等実現の基盤となる「奈良県男女共同参画推進条例」を公布・施行し、平成 14 年(2002年)には「なら男女共同参画プラン 21(奈良県男女共同参画計画(なら 女性プラン 21 改訂版))」(平成 14 年度(2002年度)~平成 17 年度(2005年度))を策定しました。その後、平成 18 年(2006年)に「なら男女GENKIプラン(奈良県男女共同参画計画(第2次))(平成 18 年度(2006年度)~平成 27年度)(2015年度)」を策定しています。

平成 28 年(2016 年)には、「奈良県女性の輝き・活躍促進計画(第3次奈良県 男女共同参画計画)」(平成 28 年度(2016 年度)~平成 32 年度(2020 年度))を策定し、「奈良県の女性が輝き活躍するために、男女ともにライフステージの各段階で、多様な選択肢の中から自らの道を選択できる社会を実現します」を基本理念に掲げ、施策を推進しています。

# 6 宇陀市の動き

本市は平成 18 年(2006 年) 1月に、大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村の4町村の合併により誕生しました。これまでも旧町村において、啓発事業等、それぞれに男女共同参画推進に向けての取組を進めてきていました。

本市においては、市民環境部人権施策課(現:人権推進課)が男女共同参画政策を所管し、平成18年(2006年)3月に「宇陀市男女共同参画講演会」を開催し、12月には「宇陀市男女共同参画計画策定委員会」を発足させ、本計画の策定に向けて協議を行ってきました。また、平成19年(2007年)2月に「男女共同参画社会をめざす住民意識実態調査」、3月に「小中学生男女共同参画社会をめざすアンケート調査」を実施し、幅広い年齢層の男女共同参画に対する意識の把握を行いました。その後、これらの調査等をともに、平成20年(2008年)3月に「宇陀市男女共同参画計画」を策定しました。

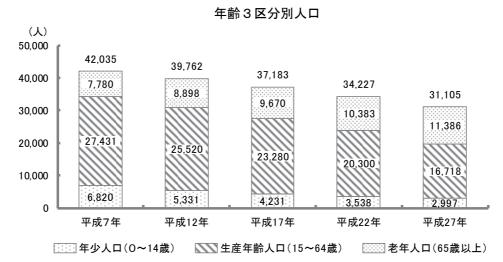
平成 29 年度(2017年度)で、この「宇陀市男女共同参画計画」が満了することから、平成 29 年(2017年)2月に市民の方の男女共同参画に対する課題やニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、これらの調査結果及び今までの事業の進捗状況等を勘案し、新たな「宇陀市男女共同参画計画(第2次)」を策定しました。



# 本市の男女共同参画にかかる状況

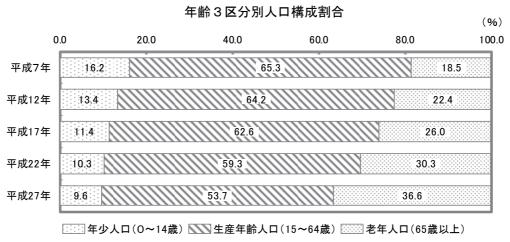
# 1 人口の状況

総人口の推移をみると、年々減少しており、平成 27 年(2015 年)で 31,105 人となっています。また、年齢3区分別でみると、老年人口(65 歳以上)は年々増加している一方で、生産年齢人口(15~64歳)、年少人口(0~14歳)は年々減少しています。



資料:国勢調査 ※総人口は年齢不詳を含みます。

年齢3区分別人口の構成比をみると、老年人口(65 歳以上)の割合が年々上昇しており、平成27年(2015年)で36.6%となっています。

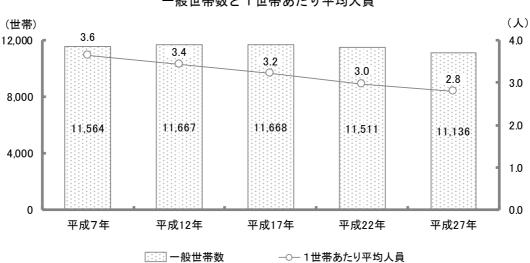


資料:国勢調査

## 2 世帯の状況

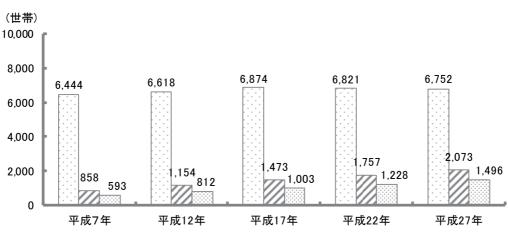
一般世帯数は減少傾向がみられ、平成 27 年(2015 年)は 11,136 世帯となっています。また、1 世帯あたり平均人員は年々減少しており、平成 27 年(2015 年)は 2.8 人となっています。

核家族世帯数は、平成 17年(2005年)までは増加していましたが、平成 22年(2010年)以降は減少しています。高齢夫婦世帯数(高齢夫婦のみ)、高齢単身世帯数(65歳以上の者1人)は年々増加しています。



一般世帯数と1世帯あたり平均人員

資料:国勢調査



#### 核家族世帯及び高齢者世帯数の推移

核家族世帯数

☑ 高齢夫婦世帯数(高齢夫婦のみ)

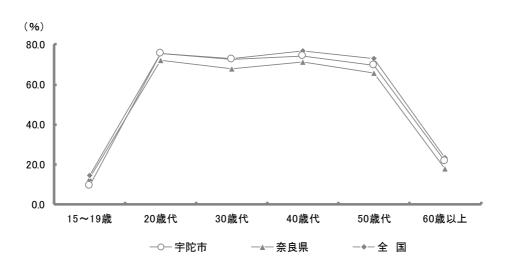
□□□ 高齢単身世帯数(65歳以上の者1人)

資料:国勢調査

# 3 就労の状況

平成 27 年(2015年)国勢調査における女性の労働力率を県や国と比較すると、 30歳代の女性の労働力率は県より高く、72.7%となっています。

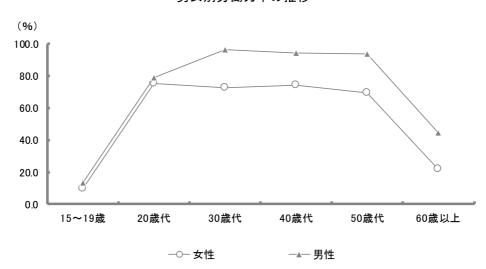
## 女性の労働力率



資料:国勢調査(平成27年)

男女別労働力率をみると、15~19歳、20歳代でほぼ同水準で推移しており、30歳代以上ではいずれの年代でも男性が女性を上回っています。

男女別労働力率の推移



資料:国勢調査(平成27年)

# 4 生活困窮者自立支援の状況

生活困窮者\*自立相談支援窓口での相談者数についてみると、平成 28 年度で新規相談者数は 14 人、前年度からの継続は5人となっており、合計 19 人となっています。

平成26年度からは大きな変化はなく、20人程度で推移しています。

#### 生活困窮者自立相談支援窓口での相談者数について

単位:人

左连	新規相談者数		前年度からの継続		合計	
年度	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
亚代 06 左连	1	8	(	)	1	8
平成 26 年度	(9)	(9)	(0)	(0)	(9)	(9)
亚代 07 左连	1	5		5	2	0
平成 27 年度	(12)	(3)	(2)	(3)	(14)	(6)
平成 28 年度	14 5	5	1	9		
平成 28 年度	(7)	(7)	(4)	(1)	(11)	(8)

# 5 就学援助費支給認定者数の状況

就学援助認定者数\*でみると、要保護の人数はほぼ横ばいで推移しています。また、 準要保護でみると、年々減少傾向にあり、平成28年度(2016年度)では小学校で 104人、中学校で71人となっています。

#### 就学援助認定者数について

単位:人

在中	要保護		準要保護	
年度	小学校	中学校	小学校	中学校
平成 24 年度	6	7	114	84
平成 25 年度	6	5	109	70
平成 26 年度	5	5	101	72
平成 27 年度	5	4	100	78
平成 28 年度	5	7	104	71

#### ※生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。 **※就学援助認定者** 

学校教育法第19条において、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒。

# 6 第1次計画の評価とアンケート調査結果

## (1)第1次計画の評価

「『男は仕事、女は家庭』と意識する割合(女性)」、「市職員の管理職に占める女性の割合(課長級以上)」、「女性の就業率(35~49歳)」の指標では、割合が10ポイント以上増加しており、改善されています。

一方、「自治会における女性の会長の割合」、「男性の育児・介護休業の取得率(庁内)」 が減少しており、悪化傾向がみられます。

検証指標	目標	計画策定時	現状
「男女共同参画社会」という用語の周知度	100%に近づける	男性:64.5% 女性:55.0%	男性:67.7% 女性:58.4%
「男は仕事、女は家庭」と意識する割合 (「どちらかといえば正しいと思わない」 「正しいとは思わない」の割合)	100%に近づける	男性:52.4% 女性:57.4%	男性:63.5% 女性:67.1%
審議会等における女性の登用率	30% (国の男女共同参画基 本計画参照)	14.5% (平成19年 (2007年) 4月1日)	21.7% (平成 29 年 (2017 年) 3月31日)
市職員の管理職に占める女性の割合(課長級以上)	女性管理職の増加	22.4% (平成19年 (2007年) 4月1日)	33.1% (平成29年(2017年) 4月1日) 【一般行政職】 19.5% (平成29年(2017年) 4月1日)
自治会における女性の会長の割合	20%に近づける	3.3% (平成19年(2007年))	1.4% (平成29年(2017年) 4月1日)
男性の育児・介護休業の取得率(庁内)	5 %	3.2% (平成 18年(2006年))	1.42% (平成28年中 (2016年): 介護休暇のみ)
女性の就業率 (35~49歳)	60%(奈良県参照)	57.5% (平成17年(2005年))	68.6% (平成 27 年 (2015 年) 国勢調査)
校長・教頭職への女性職員の占める割合	継続的に増加	7.1%(平成19年(2007年))	10.0% (平成29年(2017年) 4月1日)

## (2) アンケート調査の概要

### ① 調査の目的

「宇陀市男女共同参画計画」を見直し、新たな「宇陀市男女共同参画計画(第2次)」の策定にあたり、市民の方の男女共同参画に対する課題やニーズを把握するため実施しました。

また、働く女性・男性の就業実態と企業経営者・責任者の方が、男女共同参画推進 についてどのような意識を持っているか実態を把握するために事業所の調査について も実施しました。

#### ② 調査対象

- ・宇陀市在住の 18 歳以上の方の中から男性 1,000 人、女性 1,000 人を無作為抽出
- ・従業員 20 人以上の市内の事業所

## ③ 調査期間

平成29年(2017年)2月10日から平成29年(2017年)2月24日

## ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収状況

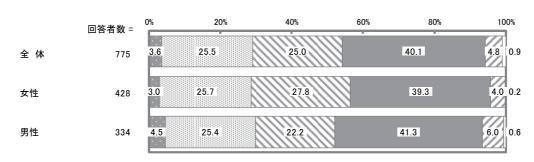
一般調查: 2,000 通配布、775 通回収(有効回答数 38.8%)

事業所調査:22 通配布、12 通回収(有効回答数 54.5%)

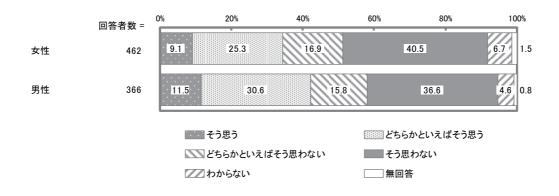
## (3) アンケート調査結果

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、前回調査に比べ、「そう思う」と「ど ちらかといえばそう思う」をあわせた割合は減少しています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



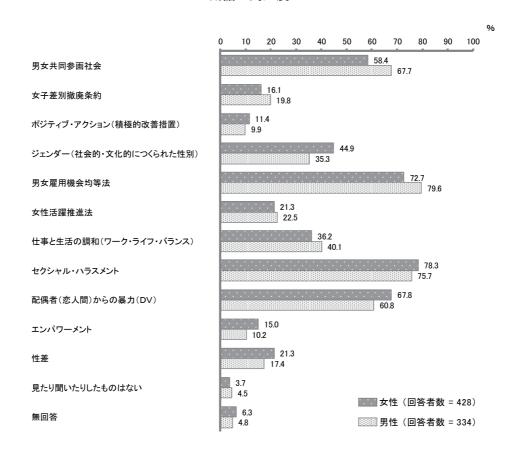
## 【前回調査】



資料: 宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査 (一般)

男女共同参画に関する用語の周知度を性別にみると、男性に比べ、女性で「ジェンダー\*(社会的・文化的につくられた性別)」「配偶者(恋人間)からの暴力(DV)」の割合が高くなっています。一方、女性に比べ、男性で「男女共同参画社会」「男女雇用機会均等法」の割合が高くなっています。

#### 用語の周知度について



資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

#### ※ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

# 7 本市の男女共同参画の課題

第1次計画の体系に沿って、本市の男女共同参画の課題をみていきます。

## (1) 男女共同参画の意識づくり

- 社会制度や慣行の見直しにつながる、身近で実践的な、幅広い世代にわかりやすい 啓発活動を進めることが必要です。
- ・家庭・保育所・幼稚園・こども園・学校における男女平等教育の充実が必要です。
- 性別に関わりなく、多様な学習機会を選択できる環境づくりが重要です。
- 生涯学習や社会教育において、男女平等の理念を推進する教育・学習が必要です。

## (2) 男女の人権を尊重する社会づくり

- 市民の認識を高めるため、情報提供や意識啓発を行うことが必要です。
- DV 等をはじめとするあらゆる暴力等の被害者が相談しやすい相談体制の整備、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に対応することが必要です。

# (3) 男女がともに支え合う家庭づくり

・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労働時間の短縮や休暇取得の推進、子育 て支援や介護サービスの充実などが必要です。

## (4) 男女共同参画による地域づくり

• 男女がともに世代に関係なく地域活動を担うことの必要性について啓発する、参画 意欲を高揚するために誰もが参加できるきっかけづくり等が必要です。

## (5) 働きやすい職場づくり

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、経営者や職場の理解が不可欠です。
- 育児休業や介護休業制度の取得を図るとともに、雇用者側にも、男女平等な雇用機会と待遇確保の啓発が必要です。
- 女性のチャレンジに対する支援策の充実が求められます。
- 農林水産業、商工自営業などに従事する男女が、互いに協力し合いながら生産や経 営などに取り組める環境づくりが必要です。

## (6) だれもが参画できる環境づくり

- ・市の管理職員への女性登用や審議会等における女性の参画をさらに進め、男性・女性の双方の視点に立って市政を考えていくことが必要です。
- ・市内に在住する外国の人達が安心して生活できるよう、互いに思いやりを持って関係づくりを図っていくことが重要です。
- 介護が必要な高齢者やその家族をはじめ、障がい者やひとり親家庭などがあらゆる 社会に参画できるよう、相談支援、自立支援に向けた体制づくりが必要です。
- 社会的に不利な立場に置かれ、支援を必要とする世帯には多面的に支援する必要があります。



# 施策の基本目標

# 1 計画の基本理念

男女共同参画の基本となるものは、人権の尊重です。男女が互いの個性や価値観の 違いを認め合い、性別にとらわれず、思いやり、ともに責任を担い、誰もが自分らし く生きられる社会、そして男女が家庭・地域・職場等のあらゆる分野において参画す る機会が確保される社会をつくることが大切です。

しかし、社会の制度や慣行、そして人々の意識の中には、いまだに性別によって個人の生き方を制約する固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、真の男女平等の妨げとなっています。

この固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が互いの人権を尊重し認め合うこと、また男性、女性が自立した人間としてあらゆる分野に参画し、その責任と義務を担う社会を築くことが男女共同参画社会の実現につながり、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていくこととなります。

本市では、第1次の宇陀市男女共同参画計画の成果と課題に基づき、宇陀市総合計画や部門別計画との整合性を図りながら、男女がともに自らの能力を発揮し、社会で活躍できるよう、男女共同参画の意識を高め、女性と男性とのパートナーシップのもと、誰もが参画できる環境づくりを実現し、宇陀市の未来を築いていくことをめざして基本理念を次のように掲げ、計画の推進を図ります。

私たちはパートナー 女性と男性 ともに築こう宇陀の未来

# 2 計画の基本目標

## (1) 男女がともに尊重し合える意識づくり

男女がともに男女共同参画に関する認識を深められるよう広報・啓発活動を積極的に進めるとともに、固定的な性別役割分担意識が払拭され、旧来からの社会制度や慣行にとらわれない意識づくりを進めます。

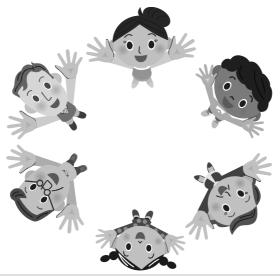
また、時代を担う子どもたちが男女平等の精神を身につけ、健やかに育っていけるよう環境の整備に努めます。

## (2) 男女がともに参画できる社会づくり

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任をもって家庭、地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるよう意識 啓発と環境整備を推進します。

# (3) 男女がともに活躍できるまちづくり

「女性の活躍推進」と「働き方改革」のために、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進します。そして、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場では、仕事の内容や賃金・待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくし、男女ともに安心して働くことができる環境づくりを促進します。



## (4) すべての男女が安心して暮らせるまちづくり

生涯を通じて健やかに安心して暮らすための体制づくりが必要です。このため、子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉サービスの充実を図ります。

さらに、ひとり親家庭などの多様な家族形態への支援、性意識の違いによる生き方の違いや国籍の違いによる文化の違いに対する理解の促進など、市民一人ひとりが自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを進めます。また、健康で安心して暮らせるまちをつくることは、男女共同参画社会を推進する上で重要であり、健康づくりを心身両面から支援します。

## (5) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

市民一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざします。

また、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。



# 3 施策の体系

【基本理念】 【基本目標】 【基本施策】 (1) 男女平等・男女共同参画に関する意識 1 男女がともに尊重 (2) 男女共同参画を進めるための教育・ し合える意識づくり 学習の充実 (3)性的少数者(性的マイノリティ)に ついての意識啓発 (1) 施策・意思決定の場への女性の参画の 推進 2 男女がともに参画 (2) 家庭生活における男女共同参画の推進 できる社会づくり (3) 地域生活における男女共同参画の推進 (1) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進 (2) 女性の活躍推進 3 男女がともに活躍 できるまちづくり (女性活躍推進計画) (3) 誰もが働きやすい職場環境づくり (4) 農林業及び商工業等自営業での 働きやすい環境づくり ともに築こう宇陀の未来 (1)子育てに関する支援 (2) 高齢者や障がいのある人等への支援 4 すべての男女が 安心して暮らせる (3) さまざまな困難等を抱える人への支援 まちづくり (4) 生涯を通じた女性の健康支援 (5) 多様な文化への理解と交流の促進 (1) 性暴力、セクシュアル・ハラスメント、 ストーカー行為などの根絶に向けた 5 あらゆる暴力を根絶 意識啓発と防止対策の推進 するための環境づくり (DV対策基本計画) (2)被害者への支援体制の充実

# 4 施策の内容

## 基本目標1 男女がともに尊重し合える意識づくり

## (1) 男女平等・男女共同参画に関する意識啓発

#### 【現状・課題】

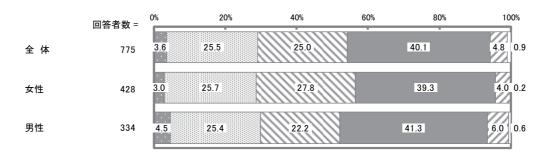
- ・ アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、"そう思わない"が男性で63.5%、女性で67.1%と前回調査に比べ男女とも約10ポイント増加しています。また、その理由は、男女とも「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」が6割以上と最も高くなっています。
- ・ 「男女共同参画社会」「男女雇用機会均等法」「セクシャル・ハラスメント\*」「配偶者(恋人間)からの暴力(DV)」という用語の周知度は、6割以上と高くなっていますが、ワーク・ライフ・バランスについては、「言葉も内容も知らない」が女性で42.1%と高くなっています。
- 数年前に比べて、男女共同参画が進んでいると思うかについて、「男女共同参画を 意識したことがない」が女性で 17.3%、男性で 8.4%と前回調査に比べ男女と も約 15 ポイント減少しています。固定的性別役割分担意識は、改善傾向にある もののいまだに役割分担意識が残っています。
- 男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。また、社会制度や慣行の見直しにつながる、身近で実践的な、幅広い世代にわかりやすい啓発活動を進めることが必要です。



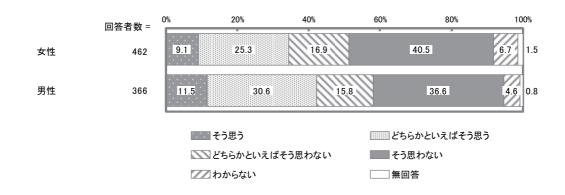
#### ※セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に仕事などをする上で不利益を与える行為のこと。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



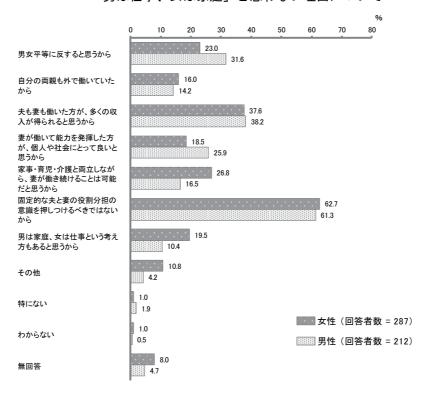
## 【前回調査】



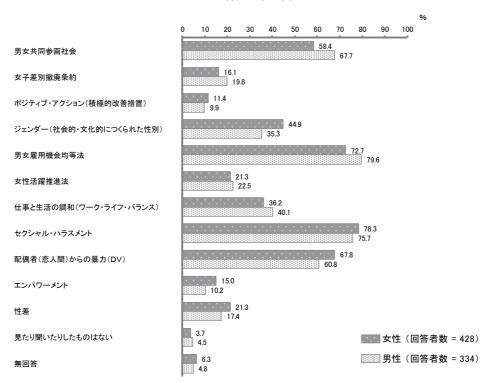
資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)



#### 「男は仕事、女は家庭」と思わない理由について

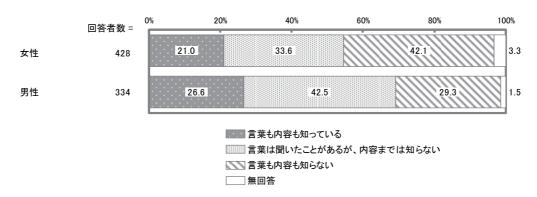


#### 用語の周知度について



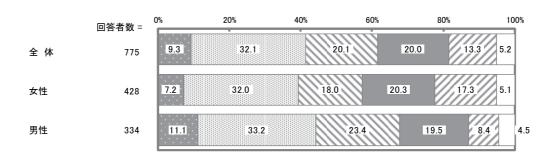
資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)という言葉の周知度

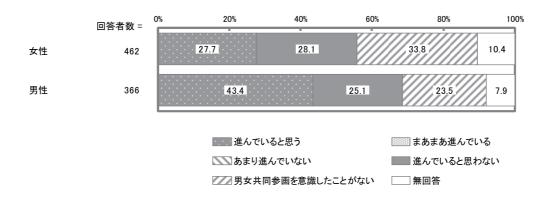


資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

男女共同参画は進んでいるか



## 【前回調査】



資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

※前回調査では「まあまあ進んでいる」「あまり進んでいない」の選択肢はありませんでした

## 【取組の方向性】

男女共同参画について、誰もが身近で自分自身にかかわる問題であるとの理解と共感を広げられるよう、啓発を行うとともに、家庭や地域において男女平等と男女共同参画の意識づくりに向けた情報提供等を進めます。

## 【 具体的事業 】

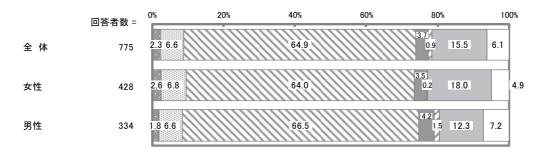
No	事業	担当課
1	男女共同参画に関心をもつきっかけとなるよう広報紙や啓発冊子、ケー ブルテレビ等を通じて広報・啓発を推進します。	人権推進課
2	地域活動や冠婚葬祭、家庭の中に残る固定的な性別役割分担意識について見直すよう広報紙等の媒体を通じて、また、会合等において働きかけます。	人権推進課
3	男女共同参画に関する講演会や講座を開催します。	生涯学習課 人権推進課
4	職員が男女共同参画について理解を深めるための研修等を実施します。	人事課 人権推進課
5	男女共同参画に関する関連図書の収集を行うとともに、男女共同参画週間等において特集等を行い、啓発に努めます。	中央図書館
6	男女共同参画施策を進める上での基礎資料とするため、男女共同参画に 関する調査・研究を進めます。	人権推進課
7	男性の意識改革に向けたセミナーの開催や家事を中心とした生活自立 のための実践講座を開催します。	生涯学習課 人権推進課
8	男性の健康意識を高めるため、自主的な運動教室を開催します。	健康増進課
9	高齢者の閉じこもり予防、参加者同士の交流、生きがいづくりを目的と したぬく森サロン等を推進します。	健康増進課

## (2) 男女共同参画を進めるための教育・学習の充実

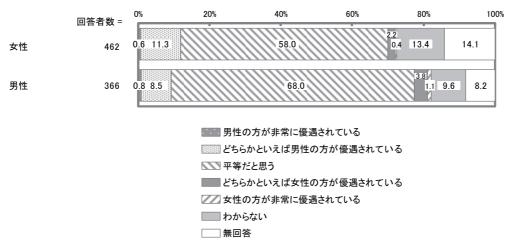
#### 【現状と課題】

- アンケート調査では、学校における男女平等感は、「平等だと思う」が男性で66.5%、 女性で64.0%と前回調査に比べ、女性で6.0 ポイント増加しています。
- 「男女共同参画社会」を形成していくため、行政が力を入れることとして、「学校教育の中で、男女平等や男女共同参画についての教育を進める」「社会教育・生涯学習の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実させる」が上位に挙げられています。
- ・ 今後も、子どもの頃から男女平等意識を育み、性別にかかわらず、個性と能力を 発揮できるよう、家庭・保育所・幼稚園・こども園・学校における男女平等教育 を充実していくことが重要です。また、様々な学習機会を提供し、性別に関わり なく、多様な選択を可能にする環境づくりが重要であり、生涯学習や社会教育に おいて、自立や思いやりの意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の 一層の充実を図ることが必要です。

#### 学校における男女平等感

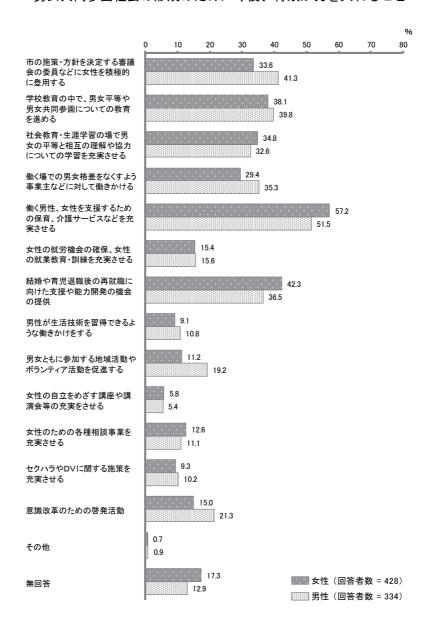


#### 【前回調査】



資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

#### 男女共同参画社会の形成のために今後、行政が力を入れること



資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

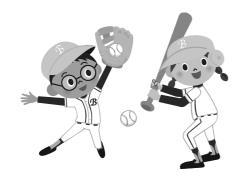
## 【取組の方向性】

子どもの頃から、男女平等・男女共同参画に対する意識を持つために、保育所、幼稚園、こども園、学校生活の場において、男女平等教育を進めるとともに、教職員、保育士の男女平等・男女共同参画に対する意識を高め、学習や進路等の指導、相談に活かします。

さらに、子どもたちが性別役割分担意識にとらわれることなく育つよう保護者等の 意識の向上を含めて、男女共同参画社会の実現に向けた学習の機会を充実します。

## 【具体的事業】

No	事業	担当課
1	人権教育や総合的な学習の時間等を通して、男女共同参画に関する 教育を実施します。	教育総務課
2	教職員の男女平等意識の高揚に努め、だれもが男女平等教育に取り 組めるよう指導方法等の共有化を図る研修を充実します。	教育総務課
3	学校・こども園・幼稚園・保育所運営の中で男女別の持ち物や男女 で異なる期待、働きかけをしていないかを点検し、性差別や「らし さ」を助長する点を見直します。	教育総務課 こども未来課
4	性別にかかわらず、個々の生徒の能力や適性を重視した進路指導を 実施するとともに、生徒の主体的な職業選択のために職場研修や職 場体験の充実を図ります。	教育総務課
5	女性教職員・幼稚園教諭・保育士の能力開発や管理職登用を促進します。	教育総務課 こども未来課
6	育児不安等を解消し、子育てに自信がもてるよう、望ましい家庭のあり方についての学習機会の充実に努めます。	生涯学習課
7	保育・教育活動への参加、PTA 講演会等を通じて保護者への男女平等教育を推進します。	教育総務課 こども未来課
8	各地域で実施されている人権に関する学習会等について、広報紙や チラシ、ホームページ等を活用し、参加促進のための啓発活動に努 めます。	生涯学習課 人権推進課
9	各地域で実施されている人権セミナーや人権学習会を通じて男女共 同参画に関する学習を推進します。	生涯学習課 人権推進課





## (3)性的少数者(性的マイノリティ) ※についての意識啓発

## 【現状と課題】

• 性的指向\*や性自認\*を理由とした人権侵害があってはならないなどの人権尊重の 観点からの配慮が必要です。

## 【取組の方向性】

LGBTなど性的マイノリティについては、その存在の認識と、偏見等による生き づらさを理解するための情報提供や学習機会を通じて意識啓発を図るとともに、学校 教育の場においても、多様な性を尊重する意識を育てる教育に努めます。

## 【具体的事業】

No	事業	担当課
1	住民に向けて発行する刊行物において、男女共同参画の視点から適 切な表現が用いられているか点検するとともに、表現に関する指針 を作成し、その浸透に努めます。	人権推進課 各課
2	LGBTなど性的マイノリティに関するセミナーや啓発パンフレットを作成するなど、性的少数者についての意識啓発に努めます。	生涯学習課 人権推進課
3	多様な性を尊重できる意識を高める教育の実施や体制づくりに努めます。	教育総務課
4	啓発用DVDの貸出を行い意識啓発に努めます。	人権推進課

#### ※性的少数者(性的マイノリティ)

LGBTといわれる、レズビアン/Lesbian(女性同性愛者)、ゲイ/Gay(男性同性愛者)、バイセクシュアル/Bisexual(両性愛者)、トランスジェンダー/Transgender(生まれた時に割り当てられた法律的・社会的な性別にとらわれない性別のあり方を持つ人)など、様々な性のあり方を持っている人々の総称のこと。

#### ※性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

#### ※性自認

自分の性別をどのように認識しているかということ。

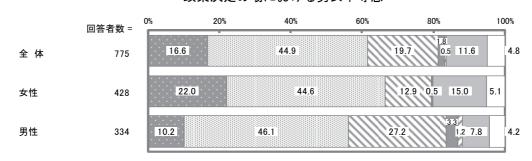
## 基本目標2 男女がともに参画できる社会づくり

## (1) 施策・意思決定の場への女性の参画の推進

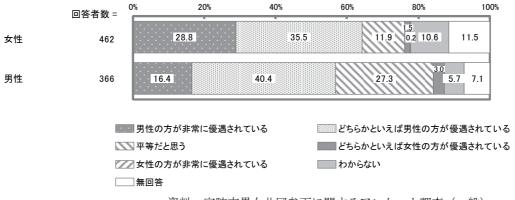
## 【現状と課題】

- ・ 施策・方針等の意思決定における男女共同参画を進めていくためには、一人ひとりが社会や政治に関心を持つとともに、あらゆる活動に男女がともに参画し、責任と役割を担う意識を持つことが求められます。
- 市の管理職員(課長級以上)に占める女性の割合は、平成29年(2017年)4月1日現在では、一般行政職のみで19.5%となっています。(10ページ「(1)第1次計画の評価」参照)
- アンケート調査では、政策決定の場における男女平等感は"男性の方が優遇されている"が男性で56.3%、女性で66.6%、「平等だと思う」が男性で27.2%、女性で12.9%と前回調査と同様の傾向となっています。
- 「男女共同参画社会」を形成していくため行政が力を入れることとして、「市の施策・方針を決定する審議会の委員などに女性を積極的に登用する」ことが求められています。
- 市の管理職員への女性登用や審議会等における女性の参画をさらに進め、男性・ 女性の双方の視点に立って市政を考えていくことが必要です。

#### 政策決定の場における男女平等感

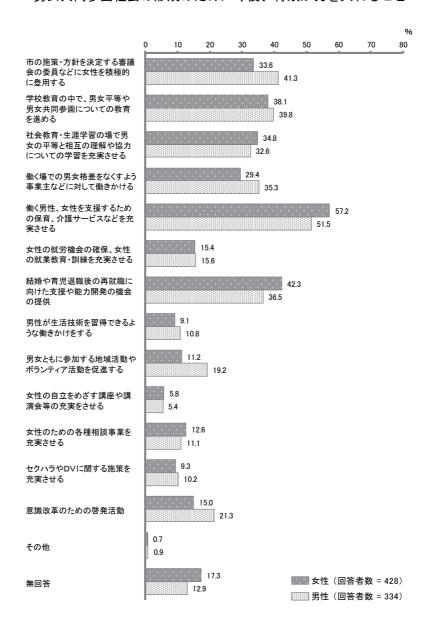


#### 【前回調査】



資料: 宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

#### 男女共同参画社会の形成のために今後、行政が力を入れること



資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

## 【取組の方向性】

社会のあらゆる分野にさまざまな価値観と発想を取り入れるため、市が積極的な 取組を進めるとともに、女性の参画を促進することの重要性について事業所に対し て理解を促し、また、施策・方針決定過程への性別にとらわれない人材の参画を推 進します。

## 【具体的事業】

No	事業	担当課
1	審議会・委員会に女性の積極的な登用を図り、できるだけ早い時期 に女性登用率の向上をめざします。	各課
2	審議会委員の登用状況を定期的に調査するとともに、審議会委員の選出方法などの見直しを行います。	各課
3	各種団体等を通じて女性の人材に関する情報の収集や女性リーダー の育成を促進します。	各課

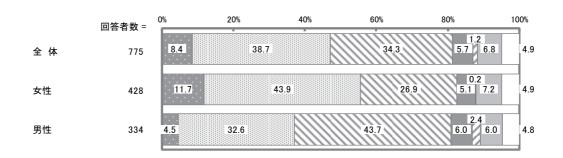


### (2) 家庭生活における男女共同参画の推進

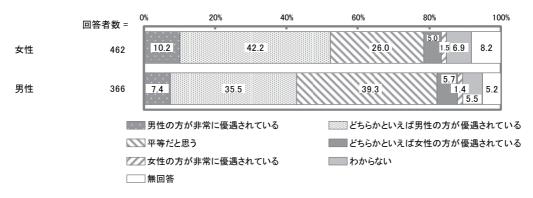
### 【現状と課題】

- アンケート調査では、家庭生活における男女平等感は"男性の方が優遇されている"が男性で37.1%、女性で55.6%、「平等だと思う」が男性で43.7%、女性で26.9%と前回調査に比べ、男性では平等感が、女性では男性優遇感が増加しています。
- 家庭についての考え方は「夫と妻は仕事も家事・育児も等しく分担して家庭を守るのがよい」が女性で71.0%、男性で66.5%と前回調査に比べ、男女とも10~13ポイント増加しています。
- 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことは「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が女性で66.4%、男性で49.1%となっています。また、男性が家事・育児を行うことについて、肯定的な意見を持つ人が多くなっています。
- 男性が家庭生活への参画を進める上で抱える問題意識を明らかにし、具体的な支援を行うことが求められます。仕事が優先になりがちな男性については、働き方の見直しについて働きかけ、家庭生活へ参加しやすくすることも重要です。

#### 家庭生活における男女平等感

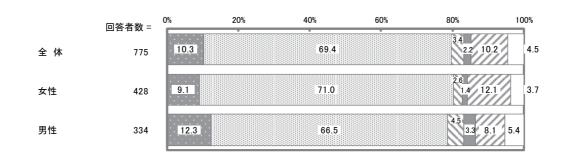


#### 【前回調査】

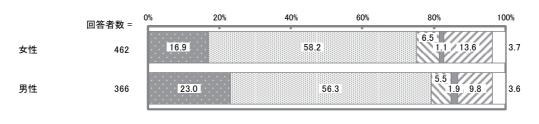


資料: 宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査 (一般)

### 家庭について



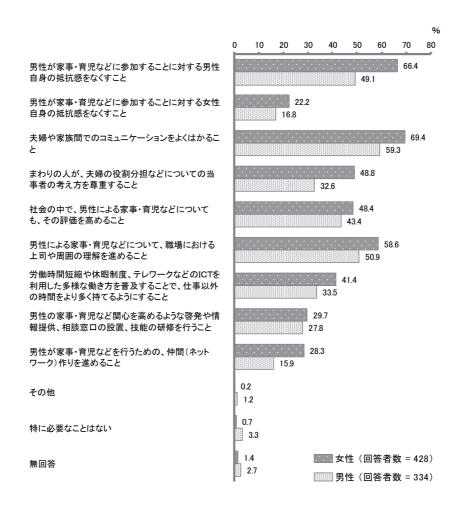
### 【前回調査】



- まは外で働き、妻は家庭を守るべきである
- まと妻は仕事も家事・育児も等しく分担して家庭を守るのがよい
- >>> 家庭では何事も妻が夫をたて、夫に従うのがよい
- ■■ 家庭では何事も夫が妻をたて、妻に従うのがよい
- ₹ その他
- \_\_\_\_ 無回答

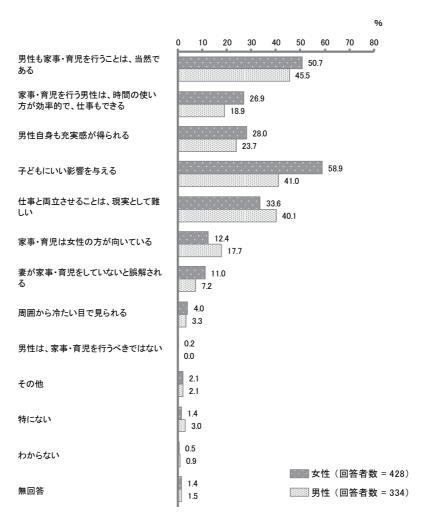
資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

### 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと



資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

### 男性が家事・育児を行うことについてのイメージについて



資料: 宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査 (一般)

# 【取組の方向性】

家庭生活における役割の多くは、女性が担う傾向が強く、女性の社会参画を阻む要因となっているため、男女の役割を固定的にとらえることなく、協力しあいながら、家庭生活をともに担うという意識の醸成を図ります。

### 【 具体的事業 】

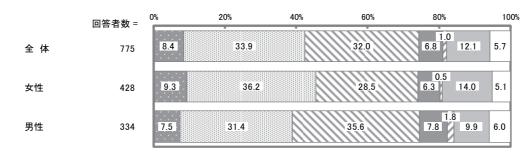
No	事業	担当課
1	男女がともに家族の一員としての責任をもち、家事・育児・介護等を 担うことができるよう、啓発活動に努めます。	生涯学習課 人権推進課
2	家事・育児・介護・勤労体験等の体験的な学習活動の中で固定観念に とらわれることのない学習を推進します。	教育総務課
3	男女がともに参加できる育児・介護に関する講座を開催し、さまざまな年代の男性が体験できる講座など、参加しやすい講座の開催に配慮します。	健康増進課 こども未来課 子育て支援 センター
4	男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示・セミナー等の開催 をします。	生涯学習課 人権推進課

## (3) 地域生活における男女共同参画の推進

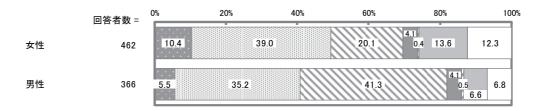
### 【現状と課題】

- ・ アンケート調査では、地域における男女平等感は"男性の方が優遇されている"が男性で38.9%、女性で45.5%、「平等だと思う」が男性で35.6%、女性で28.5%と前回調査に比べ、平等感が男性では5.7ポイント減少し、女性では8.4ポイント増加しています。また、社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女平等感は"男性の方が優遇されている"が男性で69.2%、女性で75.4%となっています。
- ・ 自治会や子ども会などで男性が指揮をとり、女性が裏方を担当するといった役割が分かれていることはおかしいと思うかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた割合が女性で54.7%、男性で68.5%となっており、自治会や子ども会等の地域活動の役員にもっと女性が増えた方がよいと思うかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた割合が女性で63.6%、男性で82.9%となっています。
- 「男女共同参画社会」を形成していくため行政が力を入れることとして、「男女と もに参加する地域活動やボランティア活動を促進する」ことが求められています。
- 地域においては、核家族化や少子高齢化が進み、住民相互の社会的つながりの希 薄化など、その相互扶助機能が弱体化しつつあります。そのため、女性の視点を 反映し、能力を十分発揮できるよう、女性が地域活動に参画する機会を増やすこ とが必要です。
- 男女がともに世代に関係なく地域活動を担うことの必要性について啓発するとともに、参画意欲を高揚するために誰もが参加できるきっかけづくり、参加しやすい活動などを検討していくことが必要です。

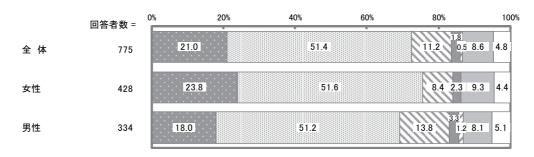
### 地域における男女平等感



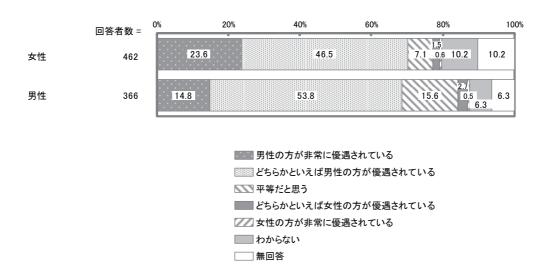
### 【前回調査】



社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女平等感

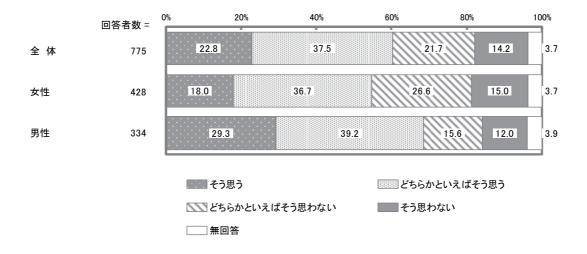


### 【前回調査】

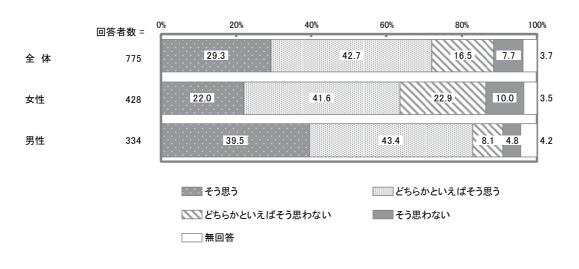


資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

自治会や子ども会などで男性が指揮をとり、女性が裏方を担当するといった 役割が分かれていることについておかしいかについて

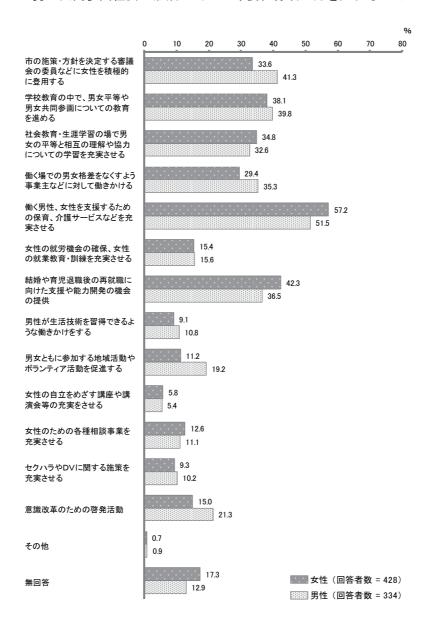


#### 自治会や子ども会等の地域活動の役員にもっと女性が増えた方がよいと思うかについて



資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

#### 男女共同参画社会の形成のために今後、行政が力を入れること



資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

### 【取組の方向性】

自治会、まちづくり協議会、PTA等の地域活動においては、一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに地域活動に参画しやすい環境づくりを推進するとともに、すべての人が地域住民の一人として多様な意見を出し合い、協力する意識をもつように働きかけていきます。

### 【具体的事業】

No	事業	担当課
1	男女が対等な立場で地域活動に参加するため、情報提供方法等を検討 し、積極的な参加を促進します。	生涯学習課 人権推進課
2	地域活動の女性リーダーを養成するため、リーダー養成講座や他機関の実施する研修会への派遣など、女性リーダーがより力をつけていくための支援に努めます。	生涯学習課
3	ボランティア活動等に関する啓発活動を充実させ、住民の参加意識を 高めるとともに、現在活動している団体や活動に関する情報提供、相 談体制の充実に努めます。	各課
4	災害時においては女性や乳幼児、高齢者などの要配慮者の被災が多数 となることを踏まえ、女性の視点に立った防災対策を推進するととも に、女性の自主防災活動への参加促進に努めます。	危機管理課
5	企画・立案の段階から男女がともに参画できるよう、男女の構成比率 を明確にするなど、積極的な参画を促進します。	企画課 関係各課
6	委員の選出を依頼する団体に対して、女性を積極的に選出するよう働きかけを行います。	各課
7	自治会の代表者や役員へ意欲と能力のある女性の積極的な参画を促進 します。	総務課
8	まちづくり協議会等において、男女がともにまちづくりに参画できる よう働きかけを行います。	まちづくり 支援課
9	女性消防団による啓発活動を行い、地域防災活動における女性の参画 を推進します。	危機管理課
10	市内で活動する団体が行う新たな取組に対して支援し、市民による主体的かつ地域の個性を活かしたまちづくりを推進します。	まちづくり 支援課

# 基本目標3 男女がともに活躍できるまちづくり

【宇陀市女性活躍推進計画】

## (1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

### 【現状と課題】

- ・ 家庭生活は、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。そのため、ワーク・ライフ・バランスの実現は、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。
- 今後、ワーク・ライフ・バランスの実現に必要なこととして、労働時間の短縮や 休暇取得の推進、子育て支援や介護サービスの充実などが必要です。

### 【取組の方向性】

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、仕事と家庭生活の両立を図ることや、 個人の生き方やライフステージに応じた多様な働き方が選択できることは、一人ひとりが その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現につながります。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、固定的な性別役割分担意識の解消や、長時間労働の見直しなど、事業主や管理職を含めた社会全体の意識改革が必要です。

そのため、事業所や労働者に向けて「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの情報提供や、男性も女性も働きやすい職場づくりの事例の紹介など、事業所に対し、仕事と生活の調和のとれた生活が心身の健康や生産性の向上などに有効であることの啓発と、職場における男女平等・男女共同参画の推進を働きかけます。

### 【 具体的事業 】

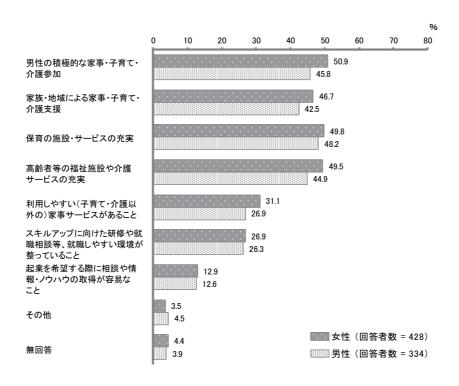
No	事業	担当課
1	宇陀市における「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に 基づき、働きやすい職場環境の整備を進めます。	人事課
2	安心して仕事と家庭の両立ができるよう、通常保育に加えて延長保育や一時保育、病後児保育等の多様な保育サービスの充実やファミリー・サポート・センター事業等の利用促進により女性の社会参画への支援に努めます。	こども未来課
3	多様な家族形態・就労形態等により、放課後、子どもだけになってしまう 家庭への支援のため、放課後児童健全育成事業の充実に努めます。	こども未来課
4	看護・介護をする人が安心して働き続けるための援助に関する情報提供 に努めます。	介護福祉課 医療介護あんしん センター
5	ワーク・ライフ・バランス等に関する勉強会や講習会を積極的に実施し、 医療分野においてやりがいのある環境づくりを推進します。	宇陀市立病院 さんとぴあ榛原
6	男女がともに看護や介護にかかわることができるよう、看護・介護教室を開催します。	介護福祉課 医療介護あんしん センター
7	介護保険事業をはじめ各種サービス事業の質的向上を図ります。	介護福祉課

# (2) 女性の活躍推進

### 【現状と課題】

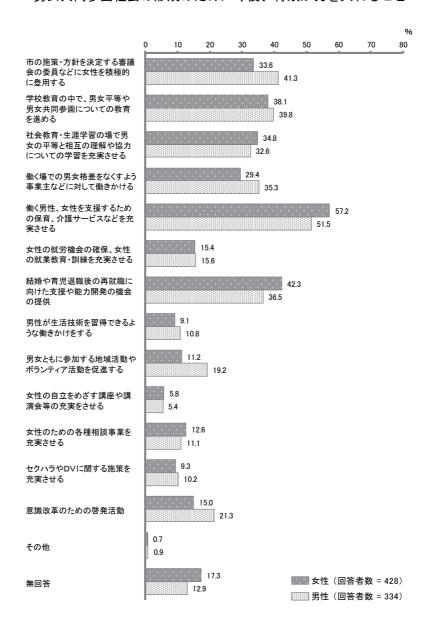
- ・ 女性が社会で活躍するために必要なことは、「男性の積極的な家事・子育て・介護参加」が女性で50.9%、男性で45.8%、「家族・地域による家事・子育て・介護支援」が女性で46.7%、男性で42.5%となっています。
- アンケート調査では、「男女共同参画社会」を形成していくため行政が力を入れることとして、「結婚や育児退職後の再就職に向けた支援や能力開発の機会の提供」「女性の就労機会の確保、女性の就業教育・訓練を充実させる」ことが求められています。
- 新たに起業をめざす積極的な女性が増えつつあり、情報提供や指導・助言など、 女性のチャレンジに対する支援策の充実も必要です。

#### 女性が社会で活躍するために必要なこと



資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

#### 男女共同参画社会の形成のために今後、行政が力を入れること



資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

### 【取組の方向性】

女性が働く場で活躍することは、事業所の競争力強化、経済の発展にもつながるだけでなく、家庭、地域等、日々の暮らしのさまざまな場面に、多様な視点をもたらし、 男性にとっても女性にとっても、暮らしやすいまちづくりにつながることからも「女性活躍推進法」に基づき、女性が職業生活で活躍することができる支援を推進します。

### 【具体的事業】

No	事業	担当課
1	女性の雇用機会の拡大や待遇における男女間格差の解消を目的と したポジティブ・アクション (積極的改善措置) *の導入を促進す るため、周知に努めます。	関係各課
2	女性就業者の職業意識の向上に向けて、関係機関と連携し、啓発活動を行うとともに、県等が主催する教室や講座についての情報提供の充実に努めます。	商工観光課
3	事業所等の団体において役員等に女性が積極的に登用されるよう、 情報提供等を通じて働きかけを行います。	商工観光課
4	働く意欲のある女性に対して就職に役立つ情報提供や専門家による講習を行い就労支援の充実を図ります。	人権推進課
5	起業による移住定住者に対し、補助金等の支援を行います。	まちづくり支援課
6	働きたい人と企業とのマッチング事業などを検討し、女性の働きやすい環境を整備していきます。	商工観光課
7	ハローワークと連携を図り、女性の雇用について積極的に推進していきます。	商工観光課
8	女性の起業に対しての情報提供や支援を行います。	産業企画課
9	女性視点を活かした商品企画の事業支援に努めます。	産業企画課
10	ハローワークと双方向の情報提供(閲覧方式)のしくみをつくります。	商工観光課

### ※ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくこと。

# (3)誰もが働きやすい職場環境づくり

### 【現状と課題】

- ・ アンケート調査では、女性が収入をともなう仕事を持つことについて「結婚や出産をしても、職業を持ち続ける方がよい」という考え方は、理想が女性で43.7%、 男性で43.1%と前回調査に比べ、男女とも約10ポイント増加しています。 現実は女性で23.6%、男性で20.7%と理想と現実に約20ポイントの開きがあります。一方、「結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい」という考え方は、前回調査同様、理想と現実に大きな開きはありません。
- 男性が育児休業、介護休業を取得することについて、"取得した方がよい"が男女ともに約8割となっています。一方、職場での男性の育児休業、介護休業の取得しやすさは、"取得しにくい"が女性で4割弱、男性で5割弱となっています
- 仕事と家庭生活を両立し、女性が結婚、出産、子育てを経験しても継続して就労 しながら、経歴を積み重ねられる環境づくりを行うために、育児休業や介護休業 の取得を図るとともに、雇用者側にも、男女平等な雇用機会と待遇確保の啓発を 進めることが必要です。
- ・ アンケート調査では、職場における男女平等感は"男性の方が優遇されている" が男性で 56.3%、女性で 58.9%、「平等だと思う」が男性で 24.9%、女性で 22.2%と前回調査に比べ男性では男性優遇感が 5.5 ポイント、女性では平等感が 7.9 ポイント増加しています。
- セクハラを受けたことがある女性は 12.1%、男性は 3.6%と女性が多くなっています。また、セクシャル・ハラスメント防止の取組をしていない事業所もあります。
- 「男女共同参画社会」を形成していくため行政が力を入れることとして、「働く場での男女格差をなくすよう事業主などに対して働きかける」「セクハラやDVに関する施策を充実させる」とともに、パワーハラスメント\*やマタニティハラスメント\*など職場でおこりうるあらゆるハラスメントの防止に関する施策の推進が求められています。
- ・ 企業などに対して、仕事の内容や賃金・待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくし、性別に関わらず、働きやすい職場づくりを進めることが必要です。男女ともに働きやすい環境においては、ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、経営者や職場の理解が不可欠となっています。

#### ※パワーハラスメント

職場などにおける、権力や地位を利用した嫌がらせのこと。

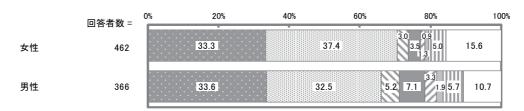
#### ※マタニティハラスメント

女性労働者に対する妊娠・出産・育児休業などを理由とする不利益な取り扱いや嫌がらせのこと。また、男性 労働者に対する育児休業の取得などを理由とする嫌がらせをパタニティハラスメントという。

### 女性が収入をともなう仕事を持つことについて(理想)

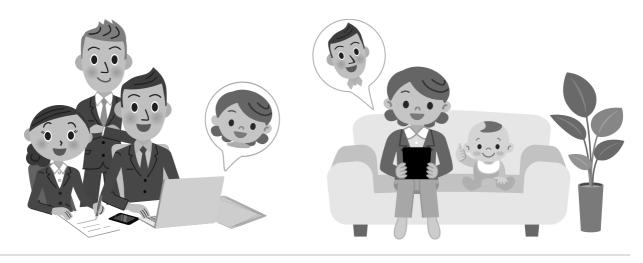
	回答者数 =	0%	20%	40%	60%	80%	100%
全 体	775		43.5		37.2	2.5 1.8 1.5 4.1 1.0	8.4
女性	428		43.7		37.9	1.2 2.3 1.6 3.5 10.7	9.1
男性	334		43.1		36.5	3.9 1.2 1.5 4.5 1.5	7.8

### 【前回調査】

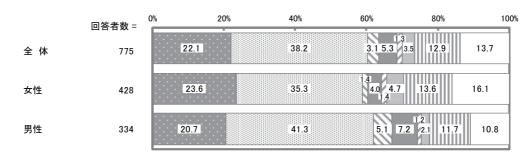


- **■■■** 結婚や出産をしても、職業を持ち続ける方がよい
- 結婚で家庭に入り、後は職業を持たない方がよい
- ■■ 出産で家庭に入り、後は職業を持たない方がよい
- **女性は職業を持たない方がよい**
- ──その他
- **|||||**わからない
- \_\_\_\_無回答

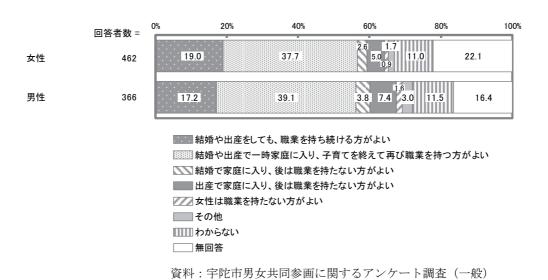
資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)



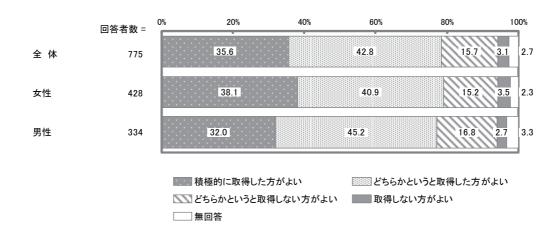
### 女性が収入をともなう仕事を持つことについて(現実)



### 【前回調査】

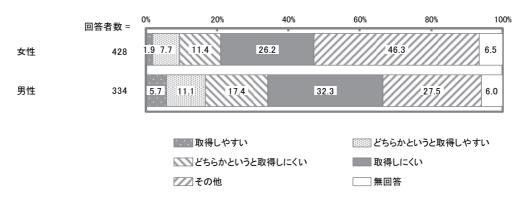


### 男性が育児休業、介護休業を取得することについて



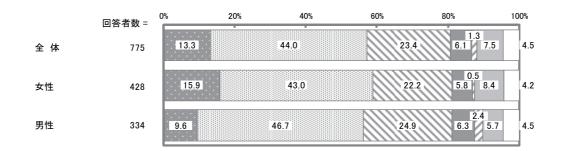
資料: 宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査 (一般)

### 男性の育児休業の取得しやすさについて

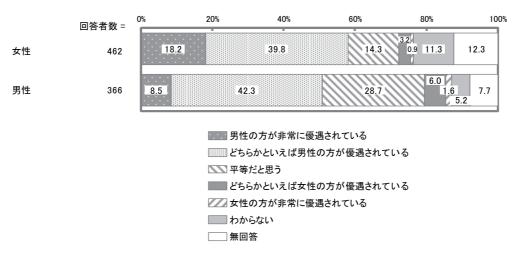


資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

#### 職場における男女平等感

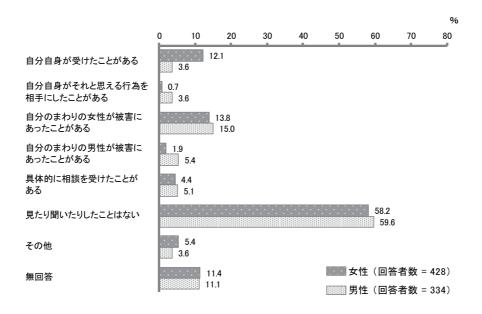


### 【前回調査】



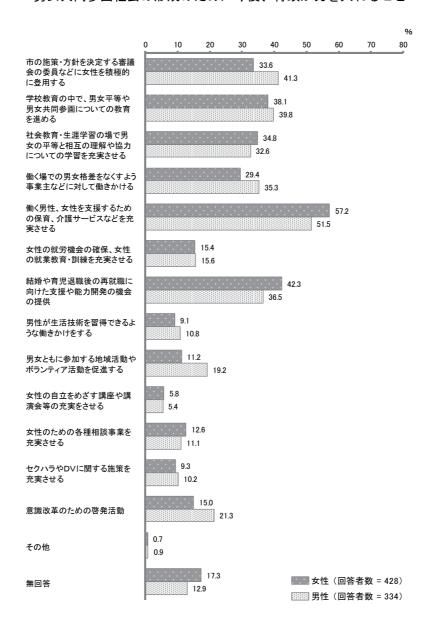
資料: 宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査 (一般)

### セクハラの経験について



資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

#### 男女共同参画社会の形成のために今後、行政が力を入れること



資料: 宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査 (一般)

### 【取組の方向性】

多様な就業形態において男女共同参画を推進するため、市内の企業や労働者に向けて男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの周知を図るための情報提供を推進します。また、市内の企業に向けて男女がともに働きやすい職場づくりの事例紹介など、職場における男女平等・男女共同参画の推進を働きかけます。

# 【具体的事業】

No	事業	担当課
1	事業所等に対して労働に関する関連法令等の周知及び誰もが働きや すい職場となるよう労働条件の向上に向けた情報提供を行います。	商工観光課
2	事業所等に対し、子育て・介護と仕事を両立させるためにフレック スタイム*制や各種休業・休暇制度に関する周知を行います。	商工観光課
3	庁内の職員研修会においてセクシュアル・ハラスメント防止に関す る内容の研修を実施します。	人事課
4	事業所等においてセクシュアル・ハラスメントの防止と問題解決に 向けた対策の確立が図られるよう、パンフレット等による啓発活動 を行います。	商工観光課
5	事業所等に対し、パートタイム労働者等の適切な処遇、労働条件の 改善に向けた、法制度等の周知に努めます。	商工観光課
6	広報等によるあらゆるハラスメントに関する情報提供及び相談機関 の周知を行います。	人権推進課
7	職員に対して休業、休暇制度の周知及び啓発を行います。	人事課

#### ※フレックスタイム

1か月以内の一定期間(清算期間)における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。

# (4) 農林業及び商工業等自営業での働きやすい環境づくり

### 【現状と課題】

・ 農林水産業、商工自営業などに従事する男女が、その役割に応じて適正な評価を 受けるとともに、互いに協力し合いながら生産や経営などに取り組んでいけるよ うな環境づくりを進めることが必要です。

### 【取組の方向性】

農林水産業、商工自営業などに従事する男女が、その役割に応じて適正な評価を受けるとともに、互いに協力し合いながら生産や経営などに取り組んでいけるような環境づくりを進めます。

### 【 具体的事業 】

No	事業	担当課
1	関係団体との連携により、農林業及び商工業等自営業に従事する女性の就業実態の把握に努め、女性の就業条件の改善に向けた啓発等の取組を行います。	商工観光課
2	農林業従事者が意欲をもって農林業に主体的に参画できるよう研修 会の実施や情報提供を行います。	農林課
3	農林業経営への参画や農林業者によるネットワーク化を推進し、農 業経営の支援を行います。	農林課

# 基本目標4 すべての男女が安心して暮らせるまちづくり

# (1)子育てに関する支援

### 【現状と課題】

女性が妊娠や出産をしても、安心して働き続けるためには、育児休業や介護休業の取得等に対する事業所の理解や、子育て支援や介護等福祉サービスの充実や施設の整備、家事分担等、家庭における男性の参画などの環境づくりが重要です。

### 【取組の方向性】

核家族化の進行、都市化の進展等により人間関係の希薄化が進むなど、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育で中の孤独感や不安感の増大等が問題となっており、子育で中の男女が安心して仕事、家庭生活等に参加できるよう、多様なニーズに応じた支援施策を進めます。

## 【 具体的事業 】

No	事業	担当課
1	身近な地域で安心して子育てができる基盤の形成を図るため、地域 子育て支援センターの充実に努めます。	こども未来課
2	安心して地域で子どもを育てることができるよう、通常保育に加えて延長保育や一時保育、病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業等の利用を促進します。	こども未来課
3	0歳児から中学校卒業までの者に対して、医療費の自己負担額から 一部負担金を除いた額を助成し、子育て支援の充実を図ります。	保険年金課

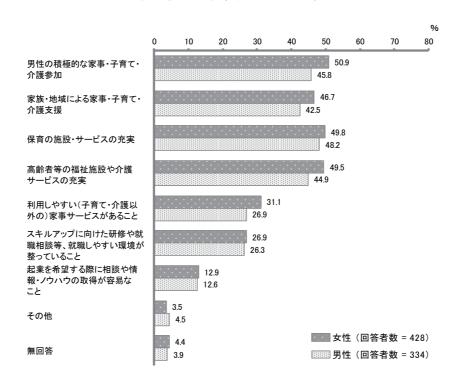


# (2) 高齢者や障がいのある人等への支援

### 【現状と課題】

- 本市の人口は、減少傾向にありますが、65 歳以上の高齢者人口のみが増加しています。また障がいがあったり、ひとり親世帯であったり、さまざまな要因により社会的に不利な立場に置かれる人が増加しています。
- アンケート調査では、女性が社会で活躍するために必要なこととして、「高齢者等の福祉施設や介護サービスの充実」が求められています。
- 介護が必要な高齢者やその家族をはじめ、障がい者など、支援の必要な人があらゆる社会に参画できるよう、相談支援、自立支援に向けた体制づくりが必要です。

#### 女性が社会で活躍するために必要なこと



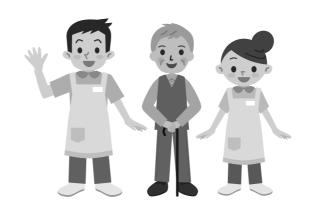
資料: 宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

# 【取組の方向性】

男女共同参画社会の形成に向けては、高齢社会に対応した条件整備を進めることが 重要な課題となっています。また、住み慣れた地域の中で、豊かで充実した生活を送 れるようにするため、福祉サービスの充実などの環境整備を進めます。

# 【 具体的事業 】

No	事業	担当課
1	高齢期を迎えた男女が心身ともに健康で活力にあふれた生活を送る ことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動、趣味活動等 への参加・交流を促進します。	介護福祉課 生涯学習課 健康増進課
2	高齢者の経済的自立のための就労支援や就労の場の確保に向けて、 関係機関との連携に努めます。	介護福祉課
3	単身や介護が必要な状態になっても安心して暮らし続けられるよう、生活全般にわたるサービスの充実に努めます。	介護福祉課 医療介護あんしん センター
4	障がい者がスポーツ・レクリエーション活動等を通じて身近な地域で生きがいのある生活がおくれるよう、社会参加・交流を促進します。	介護福祉課
5	利用者のニーズに対応できる相談・サービス提供体制を整備するとともに、ボランティアの育成、活用等により、社会参加の機会を拡充し、生活の質の向上を図ります。	介護福祉課
6	消費者被害の未然防止のための情報提供を行っていきます。	商工観光課 総務課
7	高齢者の成年後見制度の活用促進により、認知症高齢者の支援を行っていきます。	介護福祉課 医療介護あんしん センター
8	地域におけるラジオ体操の普及により、見守り、声かけ、交流の機 会の拡充を図っていきます。	健康増進課
9	高齢者や障がい者虐待防止に関する周知・啓発を行います。	介護福祉課 医療介護あんしん センター



# (3) さまざまな困難等を抱える人への支援

### 【現状と課題】

- ひとり親世帯や同和地区の女性、外国人女性など、さまざまな要因により社会的に不利な立場に置かれ、生活が困難になる人がいる中で、それぞれの状況に応じた支援をしていくことが重要となります。
- ひとり親世帯や同和地区の女性、外国人女性等の生活の安定と質の向上を図るためには、きめ細やかなサービスを提供していくことが必要です。

### 【取組の方向性】

生活上のさまざまな困難の解決を図るには、一人ひとりの生き方に沿った切れ目のない支援が必要であり、ソーシャルインクルージョン\*の理念に基づき、すべての人が、社会の重要な一員として、ともに生きていける社会をめざし、福祉サービスを充実するとともに、ひとり親家庭などの多様な家族形態への支援、貧困や社会的孤立等の解決に取り組みます。

### 【 具体的事業 】

No	事業	担当課
1	経済的に自立をめざすひとり親家庭に対して、医療費等の各種 助成事業を周知します。	こども未来課 保険年金課
2	ひとり親家庭への支援についても国・県に要望していくとともに、 支援内容を検討します。	こども未来課
3	支援を必要とする人たちへの相談事業や就労に関する情報提供等の 支援の充実に努めます。	人権推進課 人権交流センター
4	さまざまな困難の解決に向けて、生活困窮に関する相談窓口を設置 するとともに、周知を図っていきます。	厚生保護課

#### ※ソーシャルインクルージョン

社会的に弱い立場にある人々を排除・孤立させるのではなく、共に支え合い生活していこうという考えのこと。

## (4) 生涯を通じた女性の健康支援

### 【現状と課題】

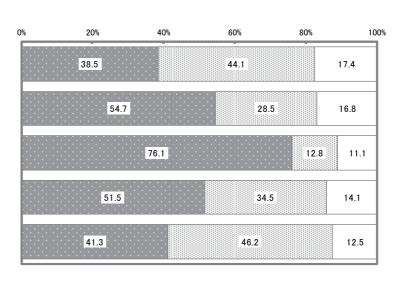
- アンケート調査では、性別による違いの考え方について、「男性と女性の違いがあるから世の中のバランスがとれていると思う」で「はい」が76.1%と最も高く、「女性は男性に守られる性であると思う」「男性と女性は子どもを産む、産まないの違いはあるが、それ以外に差はないと思う」では「いいえ」が4割半ばと高くなっています。
- 特に女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。
   身体的、精神的な変化、異性に対する理解をお互い深めると同時に、いつまでも健康で生き生きとした生涯を送れるよう、健康づくりの取組が必要です。

#### 性別による違いの考え方について

# ①女性は男性に守られる性で あると思う ②女性は男性より家事や育児 にむいていると思う

回答者数 =775

- ③男性と女性の違いがあるから 世の中のバランスがとれて いると思う
- ④家庭には男性と女性で それぞれ決まった役割が あると思う
- ⑤男性と女性は子どもを 産む、産まないの違いは あるが、それ以外に差は ないと思う



資料: 宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査 (一般)

\_\_\_\_無回答

いいえ

はい

# 【取組の方向性】

男女がそれぞれ、生涯を通じて健康な心身を維持できるよう、健康に関する情報提供や健康診断の実施とともに、適切に自己管理を行うことができるよう支援を進めます。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージに対応した健康づくりを支援します。

# 【 具体的事業 】

No	事業	担当課
1	男女が生涯を通じてともに適切な健康づくりができるよう、各種健 診事業を進めます。	健康増進課
2	乳幼児健診時に家族の協力の必要性に関する啓発活動を行います。	健康増進課
3	女性特有の心や身体の悩みの解消に向けて医師による専門相談を実 施します。	宇陀市立病院
4	庁内全職員を対象に定期健康診査及び成人病検診を実施します。また、受診率の向上を推進します。	人事課
5	性の問題に対して保健所や学校と連携し、課題等を共有し、解決に 向けた取組を推進します。	教育総務課 健康増進課
6	子どもを産む・産まないを含めて、妊娠から出産までの一貫した支 援の充実に努めます。	健康増進課
7	性と生殖に関する健康の重要性について学ぶことができるよう、学校や地域における学習の機会の充実を図ります。	教育総務課 健康増進課
8	発達段階に応じて男女それぞれが相手の性について理解を深めるための性教育を推進します。	教育総務課 健康増進課
9	健康促進のために食育を推進していきます。	こども未来課 健康増進課 教育総務課
10	こころの健康相談による、産後うつ等の相談支援の充実に努めます。	健康増進課
(1)	女性の妊娠・出産等ライフステージに応じて自己管理できるよう健 康教育や各種健診事業を進めます。	健康増進課



# (5) 多様な文化への理解と交流の促進

### 【現状と課題】

- 近年、政治・経済・文化などのあらゆる分野において国際化、情報化が進展する中で、国境を越えた相互交流による信頼や友好、協力関係を推進し、国際社会の動向を男女共同参画社会の促進に生かすことが必要となっています。
- 男女共同参画や多文化共生の視点を取り入れた更なる取組の充実が望まれます。 そして市内に在住する外国の人達が安心して生活できるよう、互いに思いやりを 持って関係づくりを進めていくことが重要です。

### 【取組の方向性】

国際化がより一層進むことが考えられることから、だれもが国際社会の一員として、 男女共同参画社会の実現に向け、国際社会の動向について理解を深め、関心を高めて いくための支援を進めます。

## 【具体的事業】

No	事業	担当課
1	国際的視野から男女共同参画を考えるため、海外の情報収集や提供に努めます。	企画課
2	外国の文化や歴史を学んだり、交流する機会を増やして、外国人も 住みやすい多文化共生の地域づくりをめざします。	企画課 生涯学習課
3	市民団体との連携による国際交流事業の推進を図ります。	商工観光課 企画課

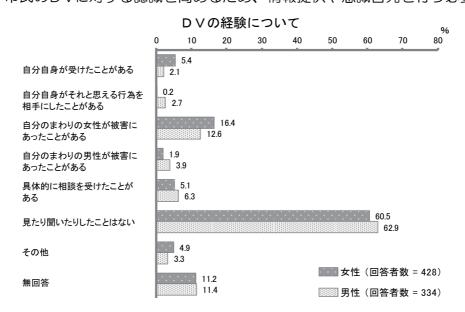
# 基本目標5 あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

【宇陀市DV対策基本計画】

(1) 性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為\*などの根絶に向けた意識啓発と防止対策の推進

### 【現状と課題】

- 配偶者等からの暴力(DV)\*は、DV防止法の制定や国、県の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられていることから、正しい知識の普及が必要であり、「どのような暴力も絶対に許さない」という機運の醸成が求められています。
- ・ アンケート調査では、DVを受けたことのある女性は 5.4%、男性は 2.1%と依然と女性が被害者になることが多くなっています。また、被害を受けた場合に相談しなかった理由として、「相談しても無駄だと思ったから」が女性で 57.1%、男性で 32.1%となっています。
- セクハラやDVをなくすために必要なことについて、「被害を受け悩んでいる人に対する情報提供や被害者が相談しやすい環境を充実する」「セクハラやDVに関する広報・啓発活動を進め、社会的関心を高める」「専門知識を持った人による相談体制の整備をする」「早期発見・対応に向けた地域や社会におけるネットワークの構築と内容の充実を図る」などの意見が上位に挙げられています。
- 市民のDVに対する認識を高めるため、情報提供や意識啓発を行う必要があります。



資料: 宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)

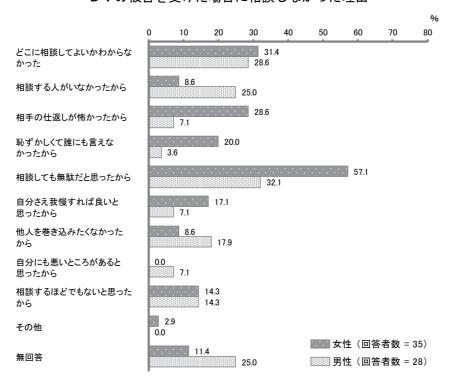
#### ※ストーカー行為

同一の者に対し、恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行うこと。

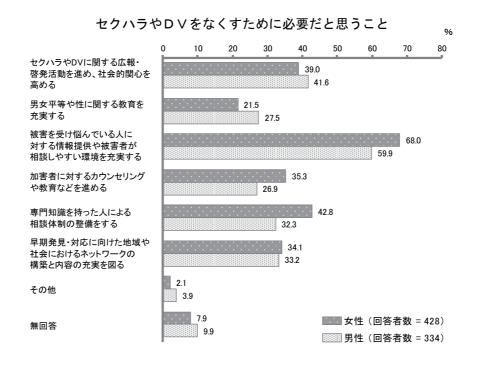
#### ※DV (ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力などの精神的暴力や社会的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれます。デートDVは、結婚していない若い恋人間に起こる暴力、デート相手に対する暴力のこと。

#### DVの被害を受けた場合に相談しなかった理由



資料:宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査(一般)



資料: 宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査 (一般)

# 【取組の方向性】

あらゆる暴力を容認しない社会を形成するため、一人ひとりが暴力に対する正しい 知識を身につけることにより、暴力の根絶に向けた意識を醸成するとともに、暴力が 発生しにくい環境づくりに取り組みます。

# 【具体的事業】

No	事業	担当課
1	市民にDVの被害に関する相談窓口を周知し、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めます。	人権推進課
2	配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する法律等の周知を図るとともに、啓発活動を進めます。	人権推進課
3	暴力に関する相談窓口等の情報提供の充実に努めます。	人権推進課
4	児童虐待の防止に向けて、地域での見守り体制を充実させ、地域で 子育て支援が出来るよう、啓発活動の充実に努めます。	こども未来課 厚生保護課
5	DVやセクシュアル・ハラスメント、デートDVなどパートナーに対する暴力の根絶に向けた広報、市ホームページ等による啓発と情報提供を行います。	人権推進課
6	中高生等の世代からDVやデートDVについて理解を深めるための 啓発等の取組を行い、防止に努めます。	人権推進課 教育総務課
7	男性相談の出来る環境づくりに努めます。	人権推進課
8	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実と学習機 会の提供を充実します。	人権推進課 教育総務課 人事課



相談室

# (2)被害者への支援体制の充実

### 【現状と課題】

• 被害者が相談しやすい相談体制の整備とその周知徹底を進めるとともに、被害からの回復するための取組の推進と的確な対応が必要であり、その背景事情に十分に配慮し、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

### 【取組の方向性】

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、家庭内や個人的な問題としてとらえられ、被害が潜在化しやすい傾向があります。 配偶者等からの暴力を根絶するためには、暴力を防止し、容認しない意識づくりが重要です。DV防止のための啓発を進め、関係機関と連携しながら、暴力被害者に対する相談体制を充実するとともに、被害者の安全確保と支援に努めます。

### 【具体的事業】

No	事業	担当課
1	DV被害者への適切な支援を行い関係機関との連携を図り、生活支援に対する情報提供及び相談を行います。	人権推進課 厚生保護課 こども未来課 介護福祉課
2	DV支援措置のため、暴力被害者に対する相談体制を充実するとともに、被害者の安全確保と支援に努めます。	市民課
3	被害者の相談・保護・自立支援等について関係機関と連携し、未然防止とともに、迅速な対応に努めます。	人権推進課
4	DV被害者が経済的基盤を確立し自立した生活を送れるよう、就業 に向けた相談支援を行います。	厚生保護課
5	DV加害者からの追及が及ばないよう、DV被害者及びその関係者 に係る情報の管理を徹底します。	関係各課



# 計画の推進

# 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、住民一人ひとり、各種団体等あらゆる分野の参画を推進し、支援することが必要です。また、全庁的な推進体制を整備し、情報公開等を行い、住民と行政が一体となった総合的な推進を図ることが大切です。

# (1) 関係団体等との連携

男女共同参画社会の実現は、行政だけでは困難であり、さまざまな分野でのかかわりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、職場、その他関係団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

# (2) 計画の進行管理の推進

男女共同参画計画の総合的、計画的な推進に向けて、男女共同参画計画にもとづく 諸施策が実効的に行われているかについて、「(仮称) 宇陀市男女共同参画計画推進委員会」を設置し、進捗状況を報告し、課題の検討を行い、計画の進行管理を実施していきます。

# (3) 計画内容や進捗状況の周知

広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、男女共同参画計画の内容や進捗状況等の情報を公開し、広く住民に周知します。

あわせてこれらに対する住民意見の聴取に努め、計画の推進や計画の見直し等に反映させていきます。

# (4)国・県との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国・県との連携を図ります。

# 2 第2次計画における数値目標

男女共同参画社会の確実な実現に向けて、以下の指標について目標値を掲げ、達成に向けて各種事業を推進していくものとします。

検証指標	現状	目標
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性:67.7% 女性:58.4%	100%に近づける
「男は仕事、女は家庭」と意識する割合 (「どちらかといえば正しいと思わない」「正しいとは 思わない」の割合)	男性:63.5% 女性:67.1%	100%に近づける
審議会等における女性の登用率	21.7% (平成 29 年 (2017 年) 3月 31 日)	30% (国の第4次男女共同参画 基本計画参照)
市職員の管理職に占める女性の割合(一般行政職の	33.1% (平成29年(2017年)4月1日)	30%
課長級以上)	【一般行政職】19.5% (平成29年(2017年)4月1日)	0070
自治会における女性の会長の割合	1.4% (平成29年(2017年)4月1日)	10%に近づける
男性の育児・介護休業の取得率(庁内)	1.42% (平成28年 (2016年) 中: 介護休暇のみ)	5 %
市職員の年次有給休暇の平均年間取得日数	7.4日(平成28年(2016年))	10 日以上
校長・教頭職への女性職員の占める割合	10.0% (平成29年(2017年)4月1日)	継続的に増加
DVを受けたけれど相談できなかった方の割合	男性:28.6% 女性:17.4%	0%に近づける



# 資料編

# 1

# 計画策定の経過

日 付	経 過
平成 28 年 12 月 15 日	男女共同参画計画策定庁内ワークショップの実施
平成 29 年 2月10日~2月24日	宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査の実施
3月23日	第1回宇陀市男女共同参画計画(第2次)策定委員会 計画の策定について 宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査結果報告について
7月21日~7月27日	宇陀市男女共同参画計画(第2次)策定 関係課ヒアリングの実施
7月27日	第2回宇陀市男女共同参画計画 (第2次) 策定委員会 宇陀市男女共同参画計画の体系について
9月19日	第3回宇陀市男女共同参画計画 (第2次) 策定委員会 宇陀市男女共同参画計画 (第2次) の基本理念について 宇陀市男女共同参画計画 (第2次) における体系案について
11月20日	第4回宇陀市男女共同参画計画(第2次)策定委員会宇陀市男女共同参画計画(第2次)素案について
平成 30 年 1月10日~1月31日	パブリックコメントの実施

## 2 宇陀市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女の人権尊重と男女共同参画社会の実現をめざして、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するため、宇陀市男女共同参画計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 男女共同参画計画策定に関すること。
  - (2) 男女共同参画計画策定に係る資料の収集及び調査に関すること。
  - (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から20人以内とし、市長が委嘱する。
  - (1) 市議会議員
  - (2) 公的団体等の役員
  - (3) 学識経験者
  - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、計画が策定されるまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、会長が招集する。
- 2 委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 委員会は、委員の半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じ委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、市民環境部人権推進課において処理する。
- 第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成18年12月1日から施行する。

## 計画策定委員名簿

3

No	名 前	役職等	備考
1	泉岡善則	自治労宇陀市職員労働組合代表	
2	岸岡靖郎	大和育成園次長	
3	喜多俊幸	宇陀市あらゆる差別の撤廃・ 人権擁護に関する審議会会長	
4	坂本 美智代	部落解放同盟岩崎支部女性部長	
5	竹田 ケイ子	宇陀市女性の会会長 (平成 29 年7月 26 日まで)	
6	谷 奥 彰	宇陀市人権教育研究会会長 (平成 29 年7月 26 日まで)	
7	中井陽子	人権擁護委員代表	副会長
8	藤村孝代	宇陀市女性の会会長 (平成 29 年7月 27 日から)	
9	松浦 利久子	宇陀市議会議員	
10	松塚幾善	宇陀商工会会長	
11	松村徳子	大阪大谷大学非常勤講師	
12	丸岡伸作	宇陀市人権教育推進協議会会長	会長
13	南 勝 久	宇陀市人権教育研究会会長 (平成 29 年7月 27 日から)	
14	安井沙織	宇陀市子ども・子育て会議委員	

(五十音順 敬称略)

## 宇陀市男女共同参画推進庁内委員会要綱

(設置)

4

第1条 男女の人権が等しく尊重され、女性と男性がお互い対等なパートナーとして、 家庭、地域、職場、政策決定の場などあらゆる分野に平等に参画し、ともに支えあ える男女共同参画社会の実現をするため設置する。

(所掌事務)

- 第2条 庁内連絡各課の緊密な連携と協力体制のもとに、本市の円滑かつ効果的な調査・研究を行うことで、職員の意識改革を図り、より効果的な男女共同参画施策の推進を行うことを目的とし、その達成のため、次の事業を行う。
  - (1) 男女共同参画計画社会づくりにむけての本市男女共同参画計画の策定に必要な情報の収集及び基礎調査研究に関すること。
  - (2) 男女共同参画施策に関する庁内各課の連絡調整に関すること。
  - (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。 (組織等)
- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、職員の中から市長が任命する。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選による。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は委員長が招集し、会議を総括する。
- 2 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、市民環境部人権推進課において処理する。

附則

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

公布 平成 11 年6月 23 日法律第 78 号 最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての 基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来 に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共 同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ 計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の名号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社

会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に 係る男女間の格差を改善するため必要な範 囲内において、男女のいずれか一方に対し、 当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

- 第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。(社会における制度又は慣行についての配慮)
- 第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、 社会の対等な構成員として、国若しくは地方 公共団体における政策又は民間の団体にお ける方針の立案及び決定に共同して参画す る機会が確保されることを旨として、行われ なければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男

女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。)にのっとり、 男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を 総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 (地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の 施策に準じた施策及びその他のその地方公 共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、 及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策を実施するため必要な法 制上又は財政上の措置その他の措置を講じ なければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策に ついての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同 参画社会の形成の状況を考慮して講じよう とする男女共同参画社会の形成の促進に関 する施策を明らかにした文書を作成し、これ を国会に提出しなければならない。

# 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の総合的かつ計画的な推 進を図るため、男女共同参画社会の形成の促 進に関する基本的な計画(以下「男女共同参 画基本計画」という。)を定めなければなら ない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策を総合的か つ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の 決定があったときは、遅滞なく、男女共同参 画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の

変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる 事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期 的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道 府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町 村の区域における男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策についての基本的な計 画(以下「市町村男女共同参画計画」という。) を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同 参画計画又は市町村男女共同参画計画を定 め、又は変更したときは、遅滞なく、これを 公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策又は男女共 同参画社会の形成に影響を及ぼすと認めら れる施策についての苦情の処理のために必 要な措置及び性別による差別的取扱いその 他の男女共同参画社会の形成を阻害する要 因によって人権が侵害された場合における 被害者の救済を図るために必要な措置を講 じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が 男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関 する調査研究その他の男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策の策定に必要な調 査研究を推進するように努めるものとする。 (国際的協調のための措置) 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策及 び民間の団体が男女共同参画社会の形成の 促進に関して行う活動を支援するため、情報 の提供その他の必要な措置を講ずるように 努めるものとする。

#### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下 「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条 第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣 又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画 社会の形成の促進に関する基本的な方針、基 本的な政策及び重要事項を調査審議するこ と。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議 し、必要があると認めるときは、内閣総理大 臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内を もって組織する。

(議長)

- **第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する 議員の総数の10分の5末満であってはな らない。

- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の 総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。 (議員の仟期)
- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、 2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の 組織及び議員その他の職員その他会議に関 し必要な事項は、政令で定める。

# 附 則(平成11年6月23日法律第78号)(抄)

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。 (男女共同参画審議会設置法の廃止)
- 第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年 法律第7号)は、廃止する。

# 附 則(平成11年7月16日法律第102号)(抄)

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する 法律(平成11年法律第88号)の施行の日 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) (略)
- (2) 附則(中略)第28条並びに第30条の規定

公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第29条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
- (1)から(10)まで 略
- (11) 男女共同参画審議会 (別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第 160号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布 平成 13 年4月 13 日法律第 31 号 最終改正 平成 26 年4月 23 日法律第 28 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重 と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女 平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる 行為をも含む重大な人権侵害であるにもかか わらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われ てこなかった。また、配偶者からの暴力の被害 者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困 難である女性に対して配偶者が暴力を加える ことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の 妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女 平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力 を防止し、被害者を保護するための施策を講ず ることが必要である。このことは、女性に対す る暴力を根絶しようと努めている国際社会に おける取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、 保護、自立支援等の体制を整備することにより、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を 図るため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

(定義)

6

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者 からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力を防止するとともに、被害者の自立を支 援することを含め、その適切な保護を図る責 務を有する。

#### 第1章の2 基本方針及び都道府県基 本計画等

(基本方針)

- 第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、 法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び 次条第5項において「主務大臣」という。) は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策に関する基本的な方針(以下 この条並びに次条第1項及び第3項におい て「基本方針」という。)を定めなければな らない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条 第3項の市町村基本計画の指針となるべき ものを定めるものとする。
- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを 変更しようとするときは、あらかじめ、関係 行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを 変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、 当該都道府県における配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護のための施策の実施 に関する基本的な計画(以下この条において 「都道府県基本計画」という。)を定めなけ ればならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる 事項を定めるものとする。
- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、

基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を 勘案して、当該市町村における配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護のための施策 の実施に関する基本的な計画(以下この条に おいて「市町村基本計画」という。)を定め るよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画 又は市町村基本計画を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければなら ない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、 都道府県基本計画又は市町村基本計画の作 成のために必要な助言その他の援助を行う よう努めなければならない。

#### 第2章 配偶者暴力相談支援センター 等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する 婦人相談所その他の適切な施設において、当 該各施設が配偶者暴力相談支援センターと しての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、 医学的又は心理学的な指導その他の必要な 指導を行うこと。
- (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、 自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を 満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務

を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、 必要な指導を行うことができる。
- (婦人保護施設における保護)
- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

#### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷 し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援 センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重 するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏 示罪の規定その他の守秘義務に関する法律 の規定は、前2項の規定により通報すること を妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない
- (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)
- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの 暴力が行われていると認めるときは、警察法 (昭和29年法律第162号)、警察官職務 執行法(昭和23年法律第136号)その他 の法令の定めるところにより、暴力の制止、 被害者の保護その他の配偶者からの暴力に よる被害の発生を防止するために必要な措 置を講ずるよう努めなければならない。 (警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府 県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の 関係機関その他の関係機関は、被害者の保護 を行うに当たっては、その適切な保護が行わ れるよう、相互に連携を図りながら協力する よう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する 暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命 又は身体に対し害を加える旨を告知してす る脅迫をいう。以下この章において同じ。) を受けた者に限る。以下この章において同 じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を 受けた者である場合にあっては配偶者から の更なる身体に対する暴力(配偶者からの身 体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚 をし、又はその婚姻が取り消された場合にあ っては、当該配偶者であった者から引き続き 受ける身体に対する暴力。第12条第1項第 2号において同じ。) により、配偶者からの 生命等に対する脅迫を受けた者である場合 にあっては配偶者から受ける身体に対する 暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受 けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻 が取り消された場合にあっては、当該配偶者 であった者から引き続き受ける身体に対す る暴力。同号において同じ。) により、その 生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ が大きいときは、裁判所は、被害者の申立て により、その生命又は身体に危害が加えられ ることを防止するため、当該配偶者(配偶者 からの身体に対する暴力又は生命等に対す る脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又 はその婚姻が取り消された場合にあっては、 当該配偶者であった者。以下この条、同項第 3号及び第4号並びに第18条第1項にお いて同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項 を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げ る事項については、申立ての時において被害 者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする 場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第 1号の規定による命令を発する裁判所又は 発した裁判所は、被害者の申立てにより、そ の生命又は身体に危害が加えられることを 防止するため、当該配偶者に対し、命令の効 力が生じた日以後、同号の規定による命令の 効力が生じた日から起算して6月を経過す る日までの間、被害者に対して次の各号に掲 げるいずれの行為もしてはならないことを 命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるよう な事項を告げ、又はその知り得る状態に置く こと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむ を得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、 ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは 電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は 嫌悪の情を催させるような物を送付し、又は その知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害 者がその成年に達しない子(以下この項及び 次項並びに第12条第1項第3号において 単に「子」という。)と同居しているときで あって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑う に足りる言動を行っていることその他の事 情があることから被害者がその同居してい る子に関して配偶者と面会することを余儀 なくされることを防止するため必要がある と認めるときは、第1項第1号の規定による 命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被 害者の申立てにより、その生命又は身体に危 害が加えられることを防止するため、当該配 偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同 号の規定による命令の効力が生じた日から 起算して6月を経過する日までの間、当該子 の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として いる住居を除く。以下この項において同じ。)、 就学する学校その他の場所において当該子 の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就 学する学校その他その通常所在する場所の 付近をはいかいしてはならないことを命ず るものとする。ただし、当該子が15歳以上 であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶 者が被害者の親族その他被害者と社会生活 において密接な関係を有する者(被害者と同 居している子及び配偶者と同居している者 を除く。以下この項及び次項並びに第12条 第1項第4号において「親族等」という。) の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な 言動を行っていることその他の事情がある ことから被害者がその親族等に関して配偶 者と面会することを余儀なくされることを 防止するため必要があると認めるときは、第 1項第1号の規定による命令を発する裁判 所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ り、その生命又は身体に危害が加えられるこ とを防止するため、当該配偶者に対し、命令 の効力が生じた日以後、同号の規定による命 令の効力が生じた日から起算して6月を経 過する日までの間、当該親族等の住居(当該 配偶者と共に生活の本拠としている住居を 除く。以下この項において同じ。)その他の 場所において当該親族等の身辺につきまと い、又は当該親族等の住居、勤務先その他そ の通常所在する場所の付近をはいかいして はならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者

又は成年被後見人である場合にあっては、そ の法定代理人の同意)がある場合に限り、す ることができる。

(管轄裁判所)

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、 次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所 にもすることができる。
- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第12条 第10条第1項から第4項までの 規定による命令(以下「保護命令」という。) の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面 でしなければならない。
- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立 てをする場合にあっては、被害者が当該親族 等に関して配偶者と面会することを余儀な くされることを防止するため当該命令を発 する必要があると認めるに足りる申立ての 時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は 警察職員に対し、前各号に掲げる事項につい て相談し、又は援助若しくは保護を求めた事 実の有無及びその事実があるときは、次に掲 げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当 該警察職員の所属官署の名称
- □ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日 時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに対して執られた 措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に 同項第5号イから二までに掲げる事項の記 載がない場合には、申立書には、同項第1号

から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る 事件については、速やかに裁判をするものと する。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が 立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、 その期日を経ることにより保護命令の申立 ての目的を達することができない事情があ るときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、 前項の配偶者暴力相談支援センター若しく は所属官署の長又は申立人から相談を受け、 若しくは援助若しくは保護を求められた職 員に対し、同項の規定により書面の提出を求 めた事項に関して更に説明を求めることが できる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、 口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達 又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審 尋の期日における言渡しによって、その効力 を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、 速やかにその旨及びその内容を申立人の住 所又は居所を管轄する警視総監又は道府県 警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が 配偶者暴力相談支援センターの職員に対し 相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実 があり、かつ、申立書に当該事実に係る第1 2条第1項第5号イから二までに掲げる事 項の記載があるときは、裁判所書記官は、速 やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、 当該申立書に名称が記載された配偶者暴力 相談支援センター(当該申立書に名称が記載 された配偶者暴力相談支援センターが2以

上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第16条 保護命令の申立てについての裁判 に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号 の規定による命令の効力の停止を命ずる場 合において、同条第2項から第4項までの規 定による命令が発せられているときは、裁判 所は、当該命令の効力の停止をも命じなけれ ばならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服 を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の 場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消 した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じたりなら起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあって2週間を経過した後において、これらの命を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1

- 号の規定による命令を発した裁判所が前項 の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、 前2項の場合について準用する。
- (第10条第1項第2号の規定による命令の 再度の申立て)
- 第18条 第10条第1項第2号の規定によ る命令が発せられた後に当該発せられた命 令の申立ての理由となった身体に対する暴 カ又は生命等に対する脅迫と同一の事実を 理由とする同号の規定による命令の再度の 申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と 共に生活の本拠としている住居から転居し ようとする被害者がその責めに帰すること のできない事由により当該発せられた命令 の効力が生ずる日から起算して2月を経過 する日までに当該住居からの転居を完了す ることができないことその他の同号の規定 による命令を再度発する必要があると認め るべき事情があるときに限り、当該命令を発 するものとする。ただし、当該命令を発する ことにより当該配偶者の生活に特に著しい 支障を生ずると認めるときは、当該命令を発 しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12 条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。(法務事務官による宣誓認証)
- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。
  - (最高裁判所規則)
- 第22条 この法律に定めるもののほか、保護 命令に関する手続に関し必要な事項は、最高 裁判所規則で定める。

#### 第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、 被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に 関する理解を深めるために必要な研修及び 啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用 を支弁しなければならない。
- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人 相談所が行う一時保護(同条第4項に規定す る厚生労働大臣が定める基準を満たす者に 委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれ

に伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱 する婦人相談員が行う業務に要する費用を 支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第28条 国は、政令の定めるところにより、 都道府県が前条第1項の規定により支弁し た費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げ るものについては、その10分の5を負担す るものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に 掲げる費用の10分の5以内を補助するこ とができる。
- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁 した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲 げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

#### 第5章の2 補則

(この法律の準用)

第2条及び第1章の2から前章 第28の2 までの規定は、生活の本拠を共にする交際 (婚姻関係における共同生活に類する共同 生活を営んでいないものを除く。)をする関 係にある相手からの暴力(当該関係にある相 手からの身体に対する暴力等をいい、当該関 係にある相手からの身体に対する暴力等を 受けた後に、その者が当該関係を解消した場 合にあっては、当該関係にあった者から引き 続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及 び当該暴力を受けた者について準用する。こ の場合において、これらの規定中「配偶者か らの暴力」とあるのは「第28条の2に規定 する関係にある相手からの暴力」と読み替え るほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に 掲げる字句に読み替えるものとする。

個ける子りに別の首えるものとする。					
第2条	被害者	被害者(第28条の 2に規定する関係 にある相手からの 暴力を受けた者を いう。以下同じ。)			
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は 同条に規定する関係にある相手である相手であった者			
第10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	配偶者	第28条の2に規 定する関係にある 相手			

4号まで及 び第18条 第1項		
第10条第1項	離婚をし、 又はその 婚姻 り消され た場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

#### 第6章 罰則

- 第29条 保護命令(前条において読み替えて 準用する第10条第1項から第4項までの 規定によるものを含む。次条において同じ。) に違反した者は、1年以下の懲役又は100 万円以下の罰金に処する。
- 第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

#### 附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6 月を経過した日から施行する。ただし、第2 章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに 係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者 暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、 第27条及び第28条の規定は、平成14年 4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律 の施行後三年を目途として、この法律の施行 状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果 に基づいて必要な措置が講ぜられるものと する。

#### **附則(平成16年6月2日法律第64号)** (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6 月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

- 第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第10条第2号の規定による命令が 発せられた後に当該命令の申立ての理由と なった身体に対する不法な攻撃であって生 命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事 実を理由とするこの法律による改正後の配 偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律(以下「新法」という。)第10 条第1項第2号の規定による命令の申立て (この法律の施行後最初にされるものに限 る。)があった場合における新法第18条第 1項の規定の適用については、同項中「2月」 とあるのは、「2週間」とする。 (検討)
- 第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附則(平成19年7月11日法律第11 3号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

#### 附則(平成25年7月3日法律第72 号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を 経過した日から施行する。

## 附則(平成26年4月23日法律第28号)抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
- 1 略
- 2 第2条並びに附則第3条、第7条から第1 0条まで、第12条及び第15条から第18

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布 平成 27年9月4日法律第64号

#### 第1章 総則

(目的)

7

第1条 この法律は、近年、自らの意思によっ て職業生活を営み、又は営もうとする女性が その個性と能力を十分に発揮して職業生活 において活躍すること(以下「女性の職業生 活における活躍」という。) が一層重要とな っていることに鑑み、男女共同参画社会基本 法(平成11年法律第78号)の基本理念に のっとり、女性の職業生活における活躍の推 進について、その基本原則を定め、並びに国、 地方公共団体及び事業主の責務を明らかに するとともに、基本方針及び事業主の行動計 画の策定、女性の職業生活における活躍を推 進するための支援措置等について定めるこ とにより、女性の職業生活における活躍を迅 速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が 尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、 国民の需要の多様化その他の社会経済情勢 の変化に対応できる豊かで活力ある社会を 実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由にとのの家庭生活に関する事由が職業生活にとの他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める 女性の職業生活における活躍の推進につい ての基本原則(次条及び第5条第1項におい て「基本原則」という。)にのっとり、女性 の職業生活における活躍の推進に関して必 要な施策を策定し、及びこれを実施しなけれ ばならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第2章 基本方針等

(基本方針)

- 第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の 職業生活における活躍の推進に関する施策 を総合的かつ一体的に実施するため、女性の 職業生活における活躍の推進に関する基本 方針(以下「基本方針」という。)を定めな ければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進する ための支援措置に関する事項
- 職業生活と家庭生活との両立を図るため に必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推 進に関する施策に関する重要事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業 生活における活躍を推進するために必要な 事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の 決定があったときは、遅滞なく、基本方針を 公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について 準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が 定められているときは、基本方針及び都道府 県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域 内における女性の職業生活における活躍の 推進に関する施策についての計画(次項にお いて「市町村推進計画」という。)を定める よう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画 又は市町村推進計画を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければなら ない。

#### 第3章 事業主行動計画等 第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務 大臣は、事業主が女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的 に実施することができるよう、基本方針に即 して、次条第1項に規定する一般事業主行動 計画及び第15条第1項に規定する特定事 業主行動計画(次項において「事業主行動計 画」と総称する。)の策定に関する指針(以 下「事業主行動計画策定指針」という。)を 定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に 掲げる事項につき、事業主行動計画の指針と なるべきものを定めるものとする。
- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な 事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣 は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを公表しなけ ればならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

- (一般事業主行動計画の策定等)
- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその 実施時期
- 第1項に規定する一般事業主は、一般事業 主行動計画を定め、又は変更しようとすると きは、厚生労働省令で定めるところにより、 採用した労働者に占める女性労働者の割合、 男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、 管理的地位にある労働者に占める女性労働 者の割合その他のその事業における女性の 職業生活における活躍に関する状況を把握 し、女性の職業生活における活躍を推進する ために改善すべき事情について分析した上 で、その結果を勘案して、これを定めなけれ ばならない。この場合において、前項第2号 の目標については、採用する労働者に占める 女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差 異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にあ る労働者に占める女性労働者の割合その他 の数値を用いて定量的に定めなければなら ない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業 主行動計画を定め、又は変更したときは、厚 生労働省令で定めるところにより、これを労 働者に周知させるための措置を講じなけれ ばならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業 主行動計画を定め、又は変更したときは、厚 生労働省令で定めるところにより、これを公 表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業 主行動計画に基づく取組を実施するととも に、一般事業主行動計画に定められた目標を 達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者 の数が300人以下のものは、事業主行動計 画策定指針に即して、一般事業主行動計画を 定め、厚生労働省令で定めるところにより、

厚生労働大臣に届け出るよう努めなければ ならない。これを変更したときも、同様とす る。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、 商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい 表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が 次の各号のいずれかに該当するときは、第9 条の認定を取り消すことができる。
- 1 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 3 不正の手段により第9条の認定を受けた とき。

(委託募集の特例等)

- 第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する 募集に従事しようとするときは、厚生労働省 令で定めるところにより、募集時期、募集人 員、募集地域その他の労働者の募集に関する 事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労 働大臣に届け出なければならない。
- 職業安定法第37条第2項の規定は前項 の規定による届出があった場合について、同 法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、 第39条、第41条第2項、第48条の3、 第48条の4、第50条第1項及び第2項並 びに第51条の2の規定は前項の規定によ る届出をして労働者の募集に従事する者に ついて、同法第40条の規定は同項の規定に よる届出をして労働者の募集に従事する者 に対する報酬の供与について、同法第50条 第3項及び第4項の規定はこの項において 準用する同条第2項に規定する職権を行う 場合について、それぞれ準用する。この場合 において、同法第37条第2項中「労働者の 募集を行おうとする者」とあるのは「女性の 職業生活における活躍の推進に関する法律 第12条第4項の規定による届出をして労 働者の募集に従事しようとする者」と、同法 第41条第2項中「当該労働者の募集の業務 の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」 と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条 の2の規定の適用については、同法第36条 第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外 の者をして労働者の募集に従事させようと する者がその被用者以外の者に与えようと する」と、同法第42条の2中「第39条に 規定する募集受託者」とあるのは「女性の職 業生活における活躍の推進に関する法律(平 成27年法律第64号)第12条第4項の規 定による届出をして労働者の募集に従事す

る者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かり返りなまれるといるものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項 の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第3節 特定事業主行動計画

- 第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその 実施時期
- 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更しようとするときは、内閣府令で定 めるところにより、採用した職員に占める女 性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、 勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占 める女性職員の割合その他のその事務及び 事業における女性の職業生活における活躍 に関する状況を把握し、女性の職業生活にお ける活躍を推進するために改善すべき事情 について分析した上で、その結果を勘案して、 これを定めなければならない。この場合にお いて、前項第2号の目標については、採用す る職員に占める女性職員の割合、男女の継続 勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管 理的地位にある職員に占める女性職員の割 合その他の数値を用いて定量的に定めなけ

ればならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを職員 に周知させるための措置を講じなければな らない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを公表 しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定 事業主行動計画に基づく取組の実施の状況 を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づ く取組を実施するとともに、特定事業主行動 計画に定められた目標を達成するよう努め なければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情

#### 報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する 情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍 を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講するよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における 活躍を推進するため、前項の措置と相まって、 職業生活を営み、又は営もうとする女性及び その家族その他の関係者からの相談に応じ、 関係機関の紹介その他の情報の提供、助言そ の他の必要な措置を講ずるよう努めるもの とする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係

- る事務の1部を、その事務を適切に実施する ことができるものとして内閣府令で定める 基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事 する者又は当該事務に従事していた者は、正 当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘 密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍 の推進に関する地方公共団体の施策を支援 するために必要な財政上の措置その他の措 置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する収別では女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定 一般事業主等の受注の機会の増大その他の 必要な施策を実施するように努めるものと する。

(啓発活動)

- 第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業 生活における活躍の推進について、国民の関 心と理解を深め、かつ、その協力を得るとと もに、必要な啓発活動を行うものとする。 (情報の収集、整理及び提供)
- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において 女性の職業生活における活躍の推進に関す る事務及び事業を行う国及び地方公共団体 の機関(以下この条において「関係機関」」 いう。) は、第18条第1項の規定により いう。) は、第18条第1項の規定により 地方公共団体が講ずる措置に係る事例を 地方公共団体が講ずる措置に係る事 他の女性の職業生活における活躍の推進に 有用な情報を活用することにより、当該区域 において女性の職業生活における活躍の推 進に関する取組が効果的かつ円滑に実施さ れるようにするため、関係機関により構成さ れる協議会(以下「協議会」という。) を組 織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公 共団体の区域内において第18条第3項の 規定による事務の委託がされている場合に は、当該委託を受けた者を協議会の構成員と して加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要がある と認めるときは、協議会に次に掲げる者を構 成員として加えることができる。
- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員 (以下この項において「関係機関等」とい う。)が相互の連絡を図ることにより、女性 の職業生活における活躍の推進に有用な情 報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図 るとともに、地域の実情に応じた女性の職業 生活における活躍の推進に関する取組につ いて協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共 団体は、内閣府令で定めるところにより、そ の旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に 関し必要があると認めるときは、第8条第1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求 め、又は助言、指導若しくは勧告をすること ができる。

(権限の委任)

- 第27条 第8条から第12条まで及び前条 に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働 省令で定めるところにより、その1部を都道 府県労働局長に委任することができる。
- (政令への委任)
- 第28条 この法律に定めるもののほか、この 法律の実施のため必要な事項は、政令で定め る。

#### 第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する 職業安定法第41条第2項の規定による業 務の停止の命令に違反して、労働者の募集に 従事した者は、1年以下の懲役又は100万 円以下の罰金に処する。

- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者 は、1年以下の懲役又は5万円以下の罰金に 処する。
- 第18条第4項の規定に違反した者
- 2 第24条の規定に違反した者
- 第31条 次の各号のいずれかに該当する者 は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に
- 第12条第4項の規定による届出をしな いで、労働者の募集に従事した者
- 2 第12条第5項において準用する職業安 定法第37条第2項の規定による指示に従 わなかった者
- 3 第12条第5項において準用する職業安 定法第39条又は第40条の規定に違反し
- 第32条 次の各号のいずれかに該当する者 は、3万円以下の罰金に処する。
- 第10条第2項の規定に違反した者
- 第12条第5項において準用する職業安 定法第50条第1項の規定による報告をせ ず、又は虚偽の報告をした者
- 3 第12条第5項において準用する職業安 定法第50条第2項の規定による立入り若 しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽 の陳述をした者
- 第33条 法人の代表者又は法人若しくは人 の代理人、使用人その他の従業者が、その法 人又は人の業務に関し、第29条、第31条 又は前条の違反行為をしたときは、行為者を 罰するほか、その法人又は人に対しても、各 本条の罰金刑を科する。
- 第34条 第26条の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者は、2万円以下の過 料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。 ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第 28条を除く。) 及び第6章 (第30条を除 く。) の規定並びに附則第5条の規定は、平 成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

- 第2条 この法律は、平成38年3月31日限 り、その効力を失う。
- 2 第18条第3項の規定による委託に係る 事務に従事していた者の当該事務に関して 知り得た秘密については、同条第4項の規定 (同項に係る罰則を含む。) は、前項の規定 にかかわらず、同項に規定する日後も、なお その効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事 務に関して知り得た秘密については、第24

- 条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第 1項の規定にかかわらず、同項に規定する日 後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰 則の適用については、この法律は、第1項の 規定にかかわらず、同項に規定する日後も、 なおその効力を有する。

(政令への委仟)

第3条 前条第2項から第4項までに規定す るもののほか、この法律の施行に伴い必要な 経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過 した場合において、この法律の施行の状況を 勘案し、必要があると認めるときは、この法 律の規定について検討を加え、その結果に基 づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

- 第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第 89号)の一部を次のように改正する。
- 別表第1第20号の25の次に次の1号を加 える。
- 20の26 女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律(平成27年法律第64

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89 号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日

女性の職業生活における活躍の推進に関す る基本方針(女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律(平成27年法律第6 4号)第5条第1項に規定するものをい う。)の策定及び推進に関すること。

## 男女共同参画推進のあゆみ

	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	宇陀市の動き
1975 年 (昭和 50 年)	・「国際婦人年世界会議」 開催 (メキシコシティ)、「世界行動計画」 採択 ・国連総会「国連婦人の 十年(1976~1985)」を 決定	·「婦人問題企画推進本部」設置、「婦人問題企 画推進会議」開催 ·「育児休業法(女子教育職員、看護婦、保母等)」 制定(昭和51年4月施行)		
1976 年 (昭和51年)			・婦人問題に関する窓口を「県民課」とする	
1977 年 (昭和 52 年)		·婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定 ·労働省「若年定年制· 結婚退職制等改善年次 計画」策定 ·総理府婦人問題担当室 「国内行動計画前期重 点目標」発表	·「奈良県婦人問題施策推 進連絡会議」設置	
1978 年 (昭和 53 年)			・「奈良県婦人問題懇談 会」設置 ・「婦人問題に関する世論 調査」実施	
1979 年 (昭和 54 年)	・「国連婦人の十年ESC AP地域会議」開催(ニューデリー) ・国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別 の撤廃に関する条約」 採択	・法務省「相続に関する民 法改正要綱試案」公表		
1980 年 (昭和 55 年)	・OECD「婦人の雇用 に関するハイレベル会 議」開催 ・「国連婦人の十年 1980 年世界会議」開催(コ ペンハーゲン) ・「女子差別撤廃条約(略 称)」の署名式		・「婦人の地位と福祉の向 上をめざして」婦人問 題懇談会提言	
1981 年 (昭和56年)	・ILO総会「男女労働 者特に家族的責任と均等 する労働者の機会均等待遇に関する 及び均等待遇に関する 条約」及び「同勧告」 を採択 ・「女子差別撤廃条約」発 効	・「民法及び家事審判法の 一部を改正する法律」 施行 ・婦人問題企画推進本部「婦 人に関する施策の推進の ための国内行動計画後期 重点目標」決定	・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・「婦人相談コーナー」開設 ・「北陸・中部・近畿地区 婦人問題推進地域会議」を総理府と共催で 実施	
1982 年 (昭和 57 年)		・「国民年金法等の一部を 改正する法律」制定	・「婦人情報コーナー」開設	
1983 年 (昭和 58 年)			·「奈良県婦人問題啓発推 進会議」設置	
1984 年 (昭和 59 年)	・「国連婦人の十年ESC AP地域会議」開催(東 京)			
1985 年 (昭和 60 年)	・「国連婦人の十年世界会 議」開催 ・西暦 2000 年に向けての ナイロビ将来戦略採択	・「国籍及び戸籍法の一部 を改正する法律」施行 ・「男女雇用機会均等法」 制定 (昭和 61 年 4 月施行) ・「女子差別撤廃条約」批准		

	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	宇陀市の動き
1986 年 (昭和 61 年)			・「奈良県女性センター」 開設 ・「奈良県婦人行動計画」 策定	
1987 年 (昭和 62 年)		・婦人問題企画推進本部 「西暦 2000 年に向け ての新国内行動計画」 策定		
1988 年 (昭和 63 年)				
1989 年 (平成元年)				
1990 年 (平成2年)	・ナイロビ将来戦略見直 し勧告採択			
1991 年 (平成3年)		・「育児休業法」制定(平成4年4月施行) ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定	・「奈良県女性の現状と意識 に関する調査」実施	
1992 年 (平成4年)				
1993 年 (平成5年)	・「世界人権会議」開催(ウィーン)	・中学校の家庭科の男女 必修、実施 ・「短時間労働者の雇用管 理の改善等に関する法 律(パートタイム労働 法)」制定・施行	・課の名称を「婦人対策 課」から「女性政策課」	
1994 年 (平成6年)		・高等学校の家庭科の男 女必修、学年進行によ り実施 ・男女共同参画室設置、 男女共同参画審議会設 置 ・男女共同参画推進本部 設置	・「男女が共に支える社会 づくりのための県民意 識調査」実施	
1995 年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」 開催(北京)、「北京宣 言」及び「行動綱領」 採択	・ILO156 号条約(家 族的責任を有する男女 労働者の機会及び待遇 の均等に関する条約) 批准 ・「育児・介護休業法」制 定・施行	・「奈良県男女共同参画推 進本部」設置 ・「花ひらく-ならの女性 生活史-」発刊	
1996 年 (平成8年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年 プラン」策定	・「奈良県女性の現状 (女 性白書)」作成	
1997 年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置法施行 「男女雇用機会均等法」改正(平成11年4月施行)	・「なら女性プラン 21-奈 良県女性行動計画(第 二期)-」策定	
1998 年 (平成 10 年)				
1999 年 (平成 11 年)		・「男女共同参画社会基本 法」制定 (平成13年1月施行)	・「北陸・東海・近畿地区 男女共同参画推進地域 会議」を総理府と共催 で実施	
2000 年 (平成 12 年)	・国連特別総会/女性 2000年会議開催(ニュ ーヨーク国連本部)、 「政治宣言」及び「成 果文書」を採択	・「ストーカー規制法」制 定・施行 ・「男女共同参画基本計 画」策定	・「男女共同参画について	

	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	宇陀市の動き
2001 年 (平成 13 年)		局が新設 ・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に	・課の名称を「女性政 課」の名称を「女性政 画課」の表示を「男女 「会良県男女共一同参 進条例」の本 進条例」の 近奈良県男 ・「奈良県男 ・「奈良県 1日女性模擬 ・「奈良県 1日女性模擬 会」開催 ・「データでみるなんの 男女共同参画」作成	
2002 年 (平成 14 年)		・「母子及び寡婦福祉法」 改正 (平成 15 年 4 月施行)	・「なら男女共同参画プラン 21」(奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン 21 改定版))策定・「奈良県男女共同参画県民会議」設置	プラン」策定(榛原町)・「女と男のいきいきプラ
2003 年 (平成 15 年)		・「次世代育成支援対策推 進法及び少子化社会対 策基本法」制定		
2004 年 (平成 16 年)		・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に 関する法律」改正・施 行 ・「育児・介護休業法」改 正(平成17年4月施行)		
2005 年 (平成 17 年)	・国連婦人の地位委員会 /「北京+10」開催(ニ ューヨーク国連本部)	・女性の再チャレンジ支 援策検討会議「女性の 再チャレンジ支援プラ ン」策定 ・「男女共同参画基本計画 (第2次)」閣議決定	・県女性センター「チャ レンジサイト」開設	
2006 年 (平成 18 年)	・第50回国連婦人の地位 委員会開催(ニューヨ 一ク国連本部)	・「男女雇用機会均等法」改 正(平成19年4月施行) ・「女性の再チャレンジ支 援プラン」改定	ン」(奈良県男女共同参	•「宇陀市男女共同参画計
2007 年 (平成 19 年)	・第51 回国連婦人の地位 委員会開催(ニューヨ 一ク国連本部)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成20年1月施行)・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・「男女共同参画社会をめ ざす住民意識実態調 査」「小中学生男女共同 参画社会をめざすアン ケート調査」実施
2008 年 (平成 20 年)	・第52回国連婦人の地位 委員会開催(ニューヨ 一ク国連本部)	・「仕事と生活の調和推進 室」設置 ・男女共同参画推進本部 決定「女性の参画加速 プログラム」 ・「次世代育成支援対策推 進法」改正(平成 21 年4月施行)		・「宇陀市総合計画 前期 基本計画」策定 ・「宇陀市男女共同参画 計画」策定

	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	宇陀市の動き
2009 年 (平成 21 年)	・第53回国連婦人の地位 委員会開催(ニューヨ ーク国連本部)			
2010年(平成22年)	・第54回国連婦人の地位 委員会/「北京+15」記 念会合開催(ニューヨ 一ク国連本部)	・「第3次男女共同参画基 本計画」閣議決定		
2011 年 (平成 23 年)	・「ジェンダー平等と女性 のエンパワーメントの ための国連機関(略 称: UN Women)」 正式発足			
2012 年 (平成 24 年)	・第56回国連婦人の地位 委員会開催(ニューヨ 一ク国連本部)			
2013 年 (平成 25 年)	・第57回国連婦人の地位 委員会開催(ニューヨ 一ク国連本部)	・「日本再興戦略」の中核 に「女性の活躍推進」 を位置づけ ・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護等 に関する法律」改正(平 成 26 年 1 月施行) ・「ストーカー規制法」 改 正・施行		·「宇陀市総合計画 後期 基本計画」策定 ·「宇陀市人権施策基本計 画」策定
2014 年 (平成 26 年)	・第58回国連婦人の地位 委員会開催(ニューヨ ーク国連本部)	・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護等 に関する法律」改正 (平成 27 年 4 月施行)		
2015 年 (平成 27 年)	・第59回国連婦人の地位 委員会/「北京+20」 記念会合(ニューヨー ク国連本部)	<ul><li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定</li><li>・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li></ul>		
2016 年 (平成 28 年)	・第60回国連婦人の地位 委員会開催(ニューヨ ーク国連本部)	・「育児・介護休業法」改正 (平成29年1月施行) ・「男女雇用機会均等法」改 正(平成29年1月施行) ・「ストーカー規制法」改正 (平成29年1月施行)	・「奈良県女性の輝き・活 躍促進計画(第3次奈 良県男女共同参画計 画)」を策定	・「女性職員の活躍の推進 に関する特定事業主行 動計画」策定
2017 年 (平成 29 年)	・第 61 回国連婦人の地位 委員会開催(ニューヨ 一ク国連本部)			・「宇陀市男女共同参画に 関するアンケート調査 (一般・事業所)」実施
2018 年 (平成 30 年)	・第 62 回国連婦人の地位 委員会開催(ニューヨ 一ク国連本部)			・「宇陀市男女共同参画計 画(第2次)」を策定



平成30年(2018年)3月

36

発 行: 宇 陀 市編 集: 市民環境部人権推進課

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17番地の3

TEL:0745-82-8000(代表) FAX:0745-82-7234

